# 公共企業体の人事労務管理

# -国鉄における実態調査の報告―

里つ且逸 - 判定	
<b>専二至 国失り人事章里の骨各</b>	\:
各	津田
	真

澂

第一章 第一節 第三節 四 国鉄の人事管理の組織と制度 苦情処理 団体交渉 公共企業体 事前協議 国鉄の労使関係の骨格 国鉄の人事管理制度の規定 国鉄の組織 第二章 国勢の人事管理の情格 第二節 第三節 第一節 集権制縦割り機構 二 縦割り機構 鉄道学園教育課程 階梯職制の意味 本社規程 職員管理規程 階梯職制

職名

第四節

職名と職群

登用試験制度

五

安全衛生委員会

現揚協議(以上、一橋大学研究年報『社会学

研究17』昭和五四年三月、所収)

公共企業体の人事労務管理

1 == ==

橋大学研究年報 社会学研究 18 Ξ

職群

職名と職群

第五節

管理職制度

管理職の定義

現業管理職への道

現業管理職の権限

五 四 現業管理者の特色 助役試験合格者の滞留

上級管理者への任用

t 指定職制度 (以上、本号所収)

第三章 はじめに 国鉄現場の人事管理

第一節 豊橋駅の組織 現場の組織

管理者の性格

第二節 職名と作業分担 現場の作業管理

業務の指示

第三節 六 管理者の管理業務 国鉄現場の人事管理の実態

五

人員の配置

四

人事管理の年度方針

現場の経営方針

四 管理者の管理業務計画 整備した人事記録制度

職場規律の再建

五. t 労働組合と業務管理 人事勤務評定

第四章 第一節 鉄道管理局の人事管理 管理局の人事管理組織

九

管理者の管理 現場協議

管理局の組織 人事管理部署としての総務部

作業の方法と手順 勤務形態と勤務時間

第二節 総務部の人事管理

要員管理

一 配置転換

四 新規採用

五

退職管理

七 提案制度

一 経営計画の策定

一 年度現場管理施策

四 労使関係

Ξ

局と現業管理者の連繋

五

職場管理監査

第四節 地方採用職員の管理

一 地方採用職員の性格

一 地方採用職員の運用

三 幹部候補者制度

一 実態調査の概要

調査を終って――若干の提言―

二 若干の提言

第一節 集権制縦割り機構

国鉄の人事管理の骨格

本社規程

公共企業体の人事労務管理

三五

国鉄は典型的な中央集権制で機構が編成されている。 国鉄の業務執行機関は総裁・副総裁・常務理事から成るトップ経営者機構と多数の部、局、 図1の組織図にもどって考えてみよう。 種 一々の中間 組織をと

室などから成る本社機構と、鉄道管理局を代表とする多数の地方機構に分けることができ、それぞれの地方機構には、 りはらって図1をみると、

本局と駅、 区などの現場があり、 それらがタテに系列化されている。 民間企業でもこれに類似する機構としてト

プ・マネジメント、 事業所、 事業所内職場があるが、 民間企業と非常にちがう点は、 本社に権限が集中しており、 ま

程 以後は戦前ほどのこまかな規定は実際に作用していないにせよ、 た本社、局、現場の間に無数といってよいほどの権限規程がからみ合っている。公共企業体としての国鉄が発足して |が機能しており、 これらの規程が中央集権制を貫徹することに役立っているといえよう。 民間企業にくらべればはる このことは昭和三十二年 かに多数の詳細な権限規

規程が制定されていることにあらわれている。 月に定められた日本国有鉄道組織規程にもとづいて管理局業務管理規程が規定され、この規程によって管理局組織

十五年八月総裁達第七十号で改定された規程がある。 本社の業務に関しては次にかかげるところの昭和三十九年四月一日総裁達第百四十八号で定められ、 昭和四

「本社の業務に関する規程

もって責任体制の確立と経営管理の合理化に資するため、本社の業務に関する規程を次のように定める。 本社及び本社附属機関において処理する業務の基準を定めることにより、 地方機関との権限の明確化をはかり、

(適用範

第一条 本社及び本社附属機関(以下「本社」という)において処理する業務については、この規程の定めるとこ

ろによる。

(本社において処理する業務の範囲)

第二条(本社においては、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

(2)全般管理に関する次に掲げる事項

経営の基本的計画に関する事項

(1)

7 主要組織の設廃

重要人事

イ 経営目標

ゥ

ェ 業績の測定及び評価

カ

ォ

内部監査

基本的な規程の制定

キ 全社的な総合調整

(3)

(4)地方機関の長が次に掲げる場合に指示又は調整を求めた事項

特に中央において集中処理することを必要とし、又は適当とする事項

地方機関相互間の協議がととのわない場合 公共企業体の人事労務管理

7

- イ 専決施行に属する事項であっても重要と認めた場合
- ゥ 本社において制定した基準によりがたい場合又は基準のない場合で異例と認めたとき

附

則

この規程で重要なのは第二条辺のカの「基本的な規程の制定」であって、国鉄は文書の形式である「規程」、それ この達は、 別に定める日から施行する。 昭和四十年三月十九日総裁達第百一号で昭和四十年四月一日から施行」

揚機関の長に専決施行させ、又はその専決施行できる事項の一部を制限することができる。 支社の権限として留保された専決事項を除いて、管理局の管理及び運営に関する事項を専決施行する」と定めて本社 程に関する事項については、再委任しない」と定めている。本社、局、 の権限が優先することを明示し、さらに局内に関しては「局長は、その専決施行に属する事項の一部を各部長及び現 管理規程の中で管理局長の専決事項が定められている。それによれば、「局長は、別に定めるところにより本社及び も本社で定める基本規程によって管理される四三万人の経営体であるということが明瞭にうち出されているのである。 「典型的な中央集権制」と呼ぶのはこの意味においてである。この本社権限規程を受けて管理局では、 現場の権限関係がこれによって明らかであろ ただし、組織に関する規 管理局の業務

### 二 縦割り機構

ĵ。

国 [鉄の機構のもう一つの特色は縦割り機構ということである。 縦割り機構には二つの意味がある。 一つは本社と地

位の分離性を強めざるをえない。 域の縦の関係ということである。 あって、 く分散しているので、 管理単位のヨ コの関係はほとんどないといってよい。 一定地域ごとに管理単位を設定せざるをえない。 国鉄の主業務は鉄道・自動車・船舶による輸送業務であり、 実さい、 隣接の管理単位以外には管理単位の間では接触する関係は存在しないので そしてこのことが本社と管理単位の この管理が地域単位であることはこの管理単 業務の範囲が全国に広 間 の タテの関係

は独立してい の自動車局、 地方自動車局・地方自動車部、 る。 鉄道、 船舶についても同様であって、この意味でも国鉄の組織は縦割りになってい 自動車、 船舶は同じ輸送業務であっても別々に独立した輸送産業である。 自動車営業所という三つの機関は縦の連結をしており、 . る。 図 1 でみ その他 れば、 の 組 本社 織

強めることになってい

る。

織になっている。この機構は管理局にもそのまま貫かれており、 さらに鉄道輸送についてみると、 × がお か れ てい るのである。 経理局は局限りにとどまるが、 本社の機構は経理局、 施設局、 組織規程によって局に経理部、 施設局は保線区・保線所など、 運転局、 電気局というように機能からみた分業組 施設部、 運転局は機関区 運転部、

電車区などの現場機関を管理することと定められており、

縦割り機構が現場まで一貫しているのである。

が、 門に動くことは稀である。 この縦割り機構は現場機関の職員についてみればきわめて明瞭である。 それぞれの部門に人員の交流は全くないといってもよいのであって、 車掌など)、 運転 (電車・ さらにまた、 機関車の運転)、 大きな駅についてみれば南・北に出・改札口がある場合に、二つの出 施設 (保線、 建築など)、電気 職員はいったん一つの部門に入れば、 というのは鉄道の現業部門を大別すれば営 (信号、 通信、 電務 など) łΞ な 他の 改

=

公共企業体の人事労務管理

四〇

札口に所属する職員の間にはめったに人員の交流はない。大きな操車場についても同様であって、その中に若干の区 ているということができよう。 が設けられており、区間で人員の移動はめったにない。このような職場間の横の関係の欠如が縦割りの制度を強化し

# 職員管理規程

総裁達第二十六号まで)であろう。この規程は以下でしばしば引用されることになるので、全文をかかげておくこと 在の国鉄の人事管理の基本規程は「職員管理規程」(昭和三十九年四月総裁達第百五十七号、改正昭和四十六年三月 国鉄の人事管理が規程によっておこなわれる形をとっていることは、すでにくりかえして述べたとおりである。現

にしたい。

「職員管理規程

第一章 総

則

(適用範囲)

第一条

職員数並びに職員及び準職員の任免、 勤務、 給与、 教育訓練、 賞罰等に関する業務については、この規程

の定めるところによる。

2 この規程に定めてない事項については、 別に定めるものによる。

往

別に定めるもののおもなものは、

次のとおりである。

(1)

項

- 本社賞罰審查委員会規程(昭和三十九年四月総裁達第百九十一号) 規
- (2)鉄道顕功章等選考委員会規程(昭和四十年十一月総裁達第六百五号) 委員会の構成、
- (3)外国出張審查委員会規程(昭和四十年十一月総裁達第六百六号) 範囲、 委員会の構成、事案の審査等
- (4)指定職員等管理規程(昭和三十九年四月総裁達第百五十八号)
- (5) 管理職員管理規程(昭和三十九年四月総裁達第百五十九号)
- (6)嘱託規程 (管理規程) (昭和三十九年四月総裁達第百六十一号)

厚生業務管理規程 (昭和三十九年四月総裁達第百六十二号)

(7)

委員会の構成、 選考審查等 賞罰の審査等

範囲、 嘱託の委嘱、 定数、 給与等 解嘱、 給与等

定数、任免、

給与等

職員を採用する場合の健康診断及び体位

(用語の意義)

第二条(この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 「指定職員等」とは、指定職員等管理規程第三条に規定する者をいう。
- 「管理職員」とは、管理職員管理規程第二条に規定する者をいう。
- い、職員としての適格性を判断する期間内にある者をいう。

「準職員」とは、雇用契約に基づいて業務に従事する者であって、かつ、職員となるための教育訓練を 行な

第二章 職 員 数 (3)(2)(1)

(職員数の決定)

公共企業体の人事労務管理

本社、

本社附

第三条 職員の総数は、 総裁が決定する。

2 属機関及び地方機関 職員局長は、 前項の職員の総数並びに本社附属機関の長及び地方機関の長の要員計画に基づき、 (駐在理事室を含む。)別の職員数を決定する。

(需給計画の調整)

第四条 職員局長は、 必要がある場合は、職員需給計画の調整を行なうものとする。

任

免

(任免を行なう者)

第五条 採用を決定した大学卒業者の免職を除く。 復職、休業、復業、退職及び免職については、所属長又はその委任を受けた者が行なう。ただし、 職員(準職員を含み、指定職員等を除く。)の採用、勤務指定、転勤、昇職、降職、 転職、 昇給、

降給、 総裁が

(採用の方法)

第六条

(1) 幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業者

職員は、次の各号の一に該当する者を除き、準職員のうちから選考によって採用する。

- (2)大学課程の生徒として採用する者
- (3) 甲種海技免状を有する者(船舶通信士を除く。) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許証を有する者

(4)

# 日本国有鉄道(公共企業体移行前の運輸省を含む。)に在職し、官公庁に転出した者で、復帰する者

(5)

無給職員で退職し、

再採用された者

(7)(6)

その他総裁が必要と認めた者

(欠格条項)

第七条 日本国有鉄道法(昭和二十四年法律第二百五十六号)第二十六条第二項の規定によるほか、 次の各号の一

に該当する者は、準職員又は職員として雇用し、又は採用することができない。

- (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けた者で復権を得ないもの
- (2)മ 禁こ以上の刑に処せられた者で、執行を終り、又は執行を受けることがなくなってから三年を経過しないも
- (3) 処分の日から二年を経過しないもの 日本国有鉄道又はその他の職員として在職中、非行又は不都合な行為により免職の処分を受けた者で、当該
- (大学及び高等専門学校卒業者の採用) 幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業者の数及び採用については、総裁が決定する。

(4)

身体検査及び適性検査に合格しない者

(休職及び休業)

職員の休職の取扱いについては、日本国有鉄道法第三十条の規定によるほか、職員休職基準規程及び職員 公共企業体の人事労務管理 四三

- の申出による休職基準規程の定めるところによる。
- 準職員が刑事事件により起訴された場合は、休業を命ずることができる。

2

(労働時間等)

第四章

勤

務

第十条 職員及び準職員の勤務の種別ごとの労働時間及び休憩時間は、総裁が決定する。

休 旦

第十一条 ることができる。 職員の休日は、 次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により、他の日にこれを振り替え

(1) 七日に一日の割合で与える公休日。ただし、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける者について

(2)国民の祝日

は、航海中は公休日を附与しない。

- (3)年末年始の休日
- **(4**) 船員法の適用を受ける者について附与する調整休日
- 2 準職員の休日については、職員勤務基準規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第十二条 職員に、原則として次の区分により、年次有給休暇を附与する。

⑴ 第六条各号に掲げる者が直接職員に採用された場合

二十日	その翌月一日	勤統一年に達したとき及び附与期日から一年に達するごと
+	その翌月一日	勤続三箇月に違したとき
附与日数	附与期日	附与条件

② 準職員期間六箇月を経て職員に採用された場合

二十日	その翌月一日	職員期間六箇月に達したとき及び附与期日から一年に達するごと
五日	その当月一日	採用されたとき
附与日数	附与期日	为 条 件

準職員については、職員勤務基準規程の定めるところにより年次有給休暇を附与する。

(有給の勤務免除)

2

第十三条 規程により定めるものについては、これを有給の勤務免除として取り扱うことができる。 職員及び準職員が、所属長又はその委任を受けた者の承認を得て勤務を欠く場合のうち、職員勤務基準

(海外派遣)

第五章 給 与 等第十四条 職員の海外派遣は、総裁が決定する。

公共企業体の人事労務管理

#### (給与の種別)

第十五条 当、特殊勤務手当、 条において同じ。〕の給与は、基本給、基本給加算額、基本給調整額、職務手当、扶養手当、暫定手当、住宅手 職員〔指定職員等及び管理職員を除く。以下第十九条まで、第二十条(第五号を除く。)及び第二十一 割増賃金、 休職者給与、 年次有給休暇日の賃金、通勤手当、近代化特別手当、期末手当、 寒

2 勤手当、 準職員の賃金は、基本賃金、 割増賃金、 期末手当、 基本質金加算額、職務手当、扶養手当、暫定手当、住宅手当、 寒冷地手当及び退職手当とする。 特殊勤務手当、

通

冷地手当及び退職手当とする。

(職群)

第十六条 職員の職群は、 その職務内容に応じて一職群から一二職群に区分する。

(基本給)

第十七条 職員の基本給の号俸及び金額は、 別表第1から第4までに掲げるとおりとし、その額は月額とする。

2 準職員の基本賃金の額は別表第5に掲げるとおりとし、その額は月額とする。

(基本給加算額)

第十七条二 職員の基本給加算額は、別表第4の2から別表第4の5までに掲げるところにより、その者の基本給 の号俸に対応する額とし、その額は月額とする。

2 準職員の基本賃金加算額は、 別表第5に掲げるところにより、その者の基本賃金に対応する額とし、 その額は

月額とする。

(扶養手当)

第十八条 職員及び準職員の扶養手当の額は、 別表第6に掲げるとおりとし、一人当りの金額に、それぞれの扶養

親族の数を乗じて得た額の合計額とする。

(暫定手当)

第十九条 職員の暫定手当の額は、 別表第7から別表第10までに掲げるとおりとし、 その額は月額とする。

2 準職員の暫定手当の額は、別表第5に掲げるとおりとし、その額は月額とする。

3 前各項の暫定手当は、その者の基本給の号俸又は基本賃金と職員賃金基準規程又は準職員賃金基準規程の定め

(総裁の決定事項)

る級地区分に対応する額とする。

第二十条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。

- (1) 職員及び準職員の期末手当の支給範囲及び支給額
- (2)職員の寒冷地手当及び準職員の寒冷地等手当の支給範囲及び支給額
- (3)職員の昇給資金の総額
- (4)職員の職名別最低号俸
- (5) 職員及び準職員の旅費及び船員食料に関する基本事項

公共企業体の人事労務管理

四七

- (6)前各号に掲げるもののほか、職員の給与及び準職員の賃金に関する基本事項
- (権限の委任)
- 第二十一条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が決定する。
- (1) 職員の業務機関別昇給資金の額
- (2)職員の本社、本社附属機関、 地方機関(駐在理事室を含む。)別の職名別、職群別定数
- (3)職員の本社、 本社附属機関、 地方機関 (駐在理事室を含む。) 別の職名別基本給調整額及び職名別職務手当

に係る指定数

第六章 教育訓練

(教育訓練の目的)

第二十二条 完成をめざし、企業意識に徹するとともに、公共奉仕の精神を体した健全な職員の育成を目的とし、全職員を対 教育訓練は、業務の能率的な運営と事業の発展に寄与するために必要な人格、 知識及び技能の向上と

象として、必要に応じ、あらゆる機会と場所を活用して行なわれなければならない。

(教育訓練の方法)

第二十三条 機関において行なう教育機関教育及び部外の学校等に依頼して行なう委託教育とする。 教育訓練の方法は、職場において日常の業務を通じて行なう職場内教育、教育訓練を専門に担当する

(教育機関の教育)

第二十四条 中央鉄道学園、鉄道学園及び高等看護学園(以下これらを「教育機関」という。)において 行なう 教

育訓練は、 次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正規教育

新規採用者に対して行なうもの及び昇職、 補職等を目的として行なうもの

(2)転換教育

機器、 設備等の更改又は他の職種への転換により、 職務の内容又は作業方式が著しく変更される場合に行な

うもの

(3) 再教育

職員の現在担当する職務について、主としてその知識及び技能の向上改善をはかることを目的として行なう

もの

(教育機関の課程及び講座)

第二十五条 教育機関における教育訓練は、次の各号に掲げる課程及び講座により行なうものとする。

(1)研修課程

管理監督の 地位にある職員及びこれに準ずる職員に対し、研修会議により再教育を行なうもの

(2)研究課程

新規に幹部要員として採用した大学及び高等専門学校卒業者に対し、幹部要員として必要な正規教育を行な 公共企業体の人事労務管理

一四九

うもの

;

前号以外の職員に対し、幹部要員とするための正規教育を行なうもの

(3)

大学課程

(4) 高等課程

(4) 高等語系

主として現業部門の初級幹部職及びこれに準ずる職種の職員を教育訓練するための正規教育及びその転換教

育又は再教育を行なうもの

(5) 普通課程

主として現業部門の中級職の職員を教育訓練するための正規教育及びその転換教育又は再教育を行なうもの

初等課程

(6)

新規採用者(大学及び高等専門学校卒業者を除く。)に対する正規教育及び現業部門の初級職の職員 に対す

(7) 通信教育講座

る再教育を行なうもの

職員全般を対象とし、 職員の資質の向上をはかるため、 通信により業務に必要な教育訓練を行なうもの

(経営管理者研修会議等)

第二十六条 研修課程のうち、次の各号に掲げる研修会議は、中央鉄道学園において行なうものとする。

(1) 経営管理者研修会議

局長級幹部職員として必要な経営管理上の知識及び技能の研修を行なうもの

(2)経営幹部研修会議

部長級幹部職員として必要な経営管理上の知識及び技能を行なうもの

(研究課程)

研究課程は、第一科、第二科及び第三科とし、第一科及び第三科は、中央鉄道学園に設置するものと

する。

第二十七条

(大学課程)

第二十八条 大学課程は、中央鉄道学園に設置するものとし、業務科、機械科、 土木科、 建築科及び電気科に区分

し、その修業時間は、それぞれ三年とする。

(委託教育の種別)

委託教育の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

第二十九条

(1)

学術研究員

部外の学校等において、業務に必要な学術及び技能の研究を行うもの

(2)大学委託研究員

大学等において、一年間、 業務に必要な学術及び技能の研究を行なうもの

(3) 委託生

公共企業体の人事労務管理

五

五二

大学又はこれと同等以上の学校において、指定の学習を行なうもの

(4)

学修生 部外の学校等において、業務に必要な知識及び技能の習得を行なうもの

(5)外洋実務研修員

部外の船舶において、業務に必要な知識及び技能の習得を行なうもの

(権限の委任)

第三十条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が行なう。

(1) る全社的教育計画及びその実施計画の決定 経営管理者研修会議、経営幹部研修会議、研究課程第一科及び大学課程各科の教育計画並びに特に必要とす

(2) 及び研究期間の決定並びにこれらの者を命ずること。 一年以上にわたって研究を行なう学術研究員、大学委託研究員及び委託生を派遣する学校等、 その研究事項

第七章 行 賞 等

(行賞の種別)

第三十一条 行賞は、 表彰及び褒賞とする。

(行賞を行なう者)

第三十二条

職員、準職員又は団体の行賞は、総裁、 本社附属機関の長(駐在理事室長を含み、同室長、 首都圏本

及び鉄道管理局の地方機関の長が行なう。ただし、褒賞については、地方機関の長、 部長及び輸送計画室長にあっては、本所に係るものに限る。以下のこの条において同じ。)総局の地方機関の長 総局の地方機関の長又は鉄

道管理局の地方機関の長から委任を受けた者が行なうことができる。

鉄道公安職員の行賞は、前項の規定にかかわらず、公安本部長が行なうことができる。

2

第三十三条 衾 彰 表彰は、業務の遂行上顕著な功績があり、かつ、一般の模範として推すべきものと認めた職員、

準職

2 表彰は、表彰状を授与して行ない、副賞として金品を加授することができる。

員又は団体に対して行なう。

3 殉職者を表彰する場合は、特別昇給の特典を附与することができる。

(鉄道顕功章表彰)

第三十四条 与して総裁が表彰する。 長期間にわたり抜群の業績をあげ、 人格、 勤務成績ともにすぐれた職員に対しては、鉄道顕功章を授

- 2 前項の規定により表彰する場合は、次の各号に掲げる特典を附与する。
- (2)退職後の鉄道乗車証の交付

(1)

特別昇給

(3) 退職後、 直営医療機関を利用する場合の医療費の免除

公共企業体の人事労務管理

(下山賞表彰)

第三十五条 科学技術の向上又は各種の事故防止に顕著な貢献をした職員に対しては、下山賞を授与して総裁が表

彰する。

(片岡賞表彰)

第三十五条の二 経営管理、 企業能率の向上又は福祉の増進に顕著な貢献をした職員に対しては、 片岡賞を授与し

て総裁が表彰する。

(功労章表彰及び特別功労章表彰)

第三十五条の三 勤務成績が特に優良な職員に対しては、功労章又は特別功労章を授与して表彰する。ただし、特

別功労章表彰については、総裁が行なう。

(効績章表彰)

第三十六条 多年業務に精励した職員に対しては、効績章を授与して総裁が表彰する。

2 前項の規定により表彰する場合は、退職後の鉄道乗車証の交付の特典を附与する。

褒 賞

第三十七条 褒賞は、特段の努力により業績をあげた職員、 準職員又は団体に対して、褒賞金品を授与して行なう。

この場合、必要に応じて褒賞状を授与することができる。

(罰 則

第三十八条 ただし、退職者にあっては、第三十四条第二項第二号、第三号及び第三十六条第二項の規定による特典を停止す ったと認めたと認めたときには、授与された表彰状及び鉄道顕功章又は効績章の返納を命じ、特典をはく奪する。 鉄道顕功章、功労章、特別功労章又は効績章を授与された職員に、その名誉をけがすような事実があ

(行賞の準用)

る。

第三十九条 るところにより賞状又は金品を授与することができる。 各種行事又は競技会等で優秀な成績をあげた職員、準職員又は団体に対しては、行賞基準規程に定め

第八章 懲 戒

等

(懲戒等を行なう者)

第四十条 職員及び準職員の懲戒等は、総裁が行なう。

2 長は、別表第11に定める者についての懲戒等(指定職員等の免職を除く。)を代行するものとする。 本社附属機関の長、 地方機関の長 (駐在理事室長を含む。)、総局の地方機関の長及び鉄道管理局の地方機関の

(懲戒事由)

第四十一条 懲戒は、次の各号の1に該当する行為があった場合に行なう。

- (1) 日本国有鉄道に関する法規又は令達に違反した場合
- 2) 責務を尽さず、よって業務に支障を生じさせた場合

公共企業体の人事労務管理

一五五五

- 橋大学研究年報 社会学研究 18
- (3)上司の命令に服従しない場合

部下に対し不法不当の命令を発した場合

(4)

- (5) 部下の指揮監督に欠けるところのあった場合

ゆえなく職域を離れ、又は職務につかない場合

(6)

- (7)注意を怠り、業務上の事故をひき起した場合

(8) 事故の防止等に関し有効な助言、諫止又は援助をなさず、よって事故を発生させ、又は損害を拡大させた揚

合

(9) 旅客又は荷物の取扱いに関し不正な行為のあった場合

(10) 物品又は財産を不当に損壊し、滅失し、又は私用に供した場合

(11) (12)鉄道乗車証の発行、行使等に関し不正な行為のあった場合 金銭物品の取扱い又は土地家屋等の売買に関し不正な行為のあった場合

(14)懲戒されるべき事実を故意にかくした場合

(13)

職務上の機密を漏らした場合

(15) 職務上の規律をみだす行為のあった場合

(16)職員としての品位を傷つけ、又は信用を失うべき非行のあった場合

(17)

その他著しく不都合な行為のあった場合

五六

〔懲戒等の種別〕

第四十二条 職員の懲戒は、 免職、停職、減給及び戒告とし、準職員の懲戒は、 免職及び戒告とする。

前条各号の1に該当する行為があった場合で、懲戒を行なう程度に至らないときは、訓告する。

第九章 服務上の許否

(服務上の許否を行なう者)

第四十三条 職を含む。)の承認その他服務上の許否は、所属長又はその委任を受けた者が行なう。ただし、本社内各長にお 職員及び準職員の出張(外国出張を除く。)の命令、休暇の承認、部外兼職(市町村議会の議員の兼

いては、総裁が行なう。

(外国出張)

第四十四条 第十章 職員の外国出張は、 労 働 総裁が命ずる。

(職場管理監査の実施)

第四十五条

職場管理監査は、

労働関係法令、規程、 通達等の実施状況、 職員の労働条件、作業環境等を適正に維持し、もって労働能率の向上をはかるため、 日常の職場管理の実態について行なうものとする。

(労務監査員)

公共企業体の人事労務管理 前条に規程する職場管理監査を行なうため、本社、地方機関(輸送計画室を除く。)、総局の地方機関

一五七

及び鉄道管理局の地方機関に労務監査員を置く。

本社の労務監査員は、 職員局長が指定する。

2

3 地方機関 (輸送計画を除く。)、総局の地方機関及び鉄道管理局の地方機関に置く労務監査員の範囲は、

理監査基準規程の定めるところによる。

(労働関係の基本事項)

第四十七条 労働関係の基本事項は、総裁が決定する。

(権限の委任)

第四十八条 (1) 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書の規定に基づき、組合 次の各号に掲げる事項は、 職員局長が行なう。

の役員としてもっぱら組合の業務に従事する者の数の決定

(2)本社、労働組合本部間において締結する協約に附帯する覚書等の締結 第十一章 提 案

提 寒

第四十九条 職員は、 業務に関して創意的かつ実用的な着想又は改善意見を、 提案取扱基準規程の定めるところに

(提案の採否)

より、

提案することができる。

一五八

職場管

第五十条 前条に規定する提案の採否は、総裁及び本社附属機関の長並びに地方機関の長、総局の地方機関の長及

び鉄道管理局の地方機関の長又はその委任を受けた者が決定する。

第十二章

雑

則

(権限の委任)

第五十一条 次の各号に掲げる事項は、 総裁室秘書課長が行なう。

- (1) 修学資金を貸与すべき者の決定
- (3) 修学資金の貸与額及び返還額の決定

修学資金貸与契約の締結

(2)

- 第五十二条 生計調査に要する実費の支給額は、職員局長が決定する。
- 第五十三条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が行なう。
- (2)医療修学資金貸与契約の締結

(1)

医療修学資金を貸与すべき者の決定

(3) 医療修学資金の貸与額及び返還額の決定

第十三章 基準規程の制定等

(基準規程)

第五十四条 職員局長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。

公共企業体の人事労務管理

五九

保証期間及び保証責任並びに

- (1) 職員採用基準規程 (職員及び準職員の採用の取扱方に関する基準)

職員身元保証取扱基準規程(職員及び準職員の身元保証の保証人の資格、

身元保証書の取扱方に関する基準)

(1) の 2

- (2)職員任用基準規程 (職員の任用の取扱方に関する基準)
- (3) 職員勤務基準規程 (職員及び準職員の勤務及び休暇の取扱方に関する基準)
- (4)動力車乗務員勤務及び給与基準規程(動力車乗務員の勤務及び給与の取扱方に関する基準)
- (5) 職員休職基準規程 (職員の休職の取扱方に関する基準)
- (6)職員の申出による休職基準規程 (職員の申出による休職の取扱方に関する基準)
- (7)に基本給調整額、 職員賃金基準規程(基本給、採用給、昇給、扶養手当、暫定手当、賃金の減額及び休職者給与の取扱方並び 住宅手当、特殊勤務手当、割増賃金及び年次有給休暇日の賃金の支給額及び支給方に関する

#### 基準

(8)増賃金及び年次有給休暇の賃金の支給額及び支給方に関する基準) 準職員賃金基準規程 (準職員の基本賃金、扶養手当、暫定手当、住宅手当、賃金の減額、特殊勤務手当、

割

- (9)船員食料支給基準規程 (船員に対する食料の支給範囲、支給額及び支給方に関する基準)
- (10)通勤手当支給基準規程 (職員及び準職員に対する通勤手当の支給範囲、支給額及び支給方に関する基準)
- (11) 近代化特別手当基準規程 (業務の近代化に伴う特別手当及び転換教育手当の支給範囲、支給額及び支給方に

#### 関する基準)

- (12)退職手当支給事務基準規程 (職員及び準職員の退職手当の支給事務の取扱方に関する基準)
- (3) 職場内教育基準規程(職場内教育の種類及び実施方に関する基準)
- (14)教育機関教育基準規程 (教育機関教育における課程の科及び講座の種類、入学資格、修業時間、 教育訓練の

実施方に関する基準

- 15 委託教育基準規程(委託教育の取扱方に関する基準)
- (16)教育関係庶務基準規程(教育訓練に係る庶務の取扱方に関する基準)
- (17)労働関係事務取扱基準規程 (組合専従職員の取扱方、 組合活動のための使用許可及び労働関係事項に関する
- (18)労働基準法関係事務取扱基準規程 (労働基準法関係法令に基づく申請、 届出、 報告等の事務及び取扱方に関
- (19)職場管理監査基準規程 (労務監査員の設置範囲、 指定及び職務並びに職場管理監査の実施方及び報告に関す
- (20)提案取扱基準規程 (提案の範囲、 審査方法及び取扱方に関する基準)

る基準)

する基準

報告に関する基準)

- (21)職員統計報告等基準規程 (職員の管理の業務に係る統計、 報告類の種類、 様式、 取扱方法等に関する基準)
- 公共企業体の人事労務管理 公共企業体の人事労務管理 (休職及び復職の判定に関する基準)

18

(23)医療修学資金貸与等基準規程(医学の修学生の選考方及び修学資金の貸与並びに採用の取扱方に関する基

準

2 前項第三号の基準規程については第十条の、同項第七号から第十一号までの基準規程については第二十条の規

定により総裁が決定したところに基づき、 職員局長及び経理局長は、第二十条の規定により総裁が決定したところに基づき、次に掲げる基準規 制定するものとする。

程を制定しなければならない。

第五十五条

旅費事務基準規程 (旅費の支給条件、 支給額及び支給方に関する基準)

第五十六条 (1) 行賞基準規程(行賞の手続及び取扱方に関する基準) 総裁室秘書課長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。

公職との兼職基準規程 (公職との兼職の取扱方及び手続に関する基準)

(懲戒の手続及び取扱方に関する基準)

(2)

懲戒基準規程

(4)

(3)

大学卒業者等採用基準規程(幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業者の取扱方に関する基準)

- (5)職員外国出張基準規程 (職員の外国出張の取扱方に関する基準)
- (6)海外派遣員取扱基準規程 (職員の海外派遣の取扱方に関する基準)
- (8) (7)発令形式及び辞令書式基準規程(発令形式及び辞令書式に関する基準) 人事記録基準規程(人事記録の様式及び取扱方に関する基準)

2 (9) 前項第四号の基準規程については第八条の、同項第六号の基準規程については第十四条の規定により、 修学資金貸与基準規程(事務及び技術の修学生の選考方、修学資金の貸与の取扱方及び台帳に関する基準)

決定したところに基づき、 制定するものとする。

除

第五十七条 (標 準 削

第五十八条 職員局長は、 次に掲げる標準を定めることができる。

教育訓練の実施に関する標準

第五十九条 総裁室秘書課長は、次の各号に掲げる標準を定めることができる。

(1) 行賞及び懲戒等の運用方に関する標準

幹部要員の採用等の取扱方に関する基準

(3)外国出張の取扱方に関する基準 (2)

(4)

(5) 人事記録の様式及び取扱方に関する標準

発令形式及び辞令書式に関する標準

附 則

この達は、 別に定める日から施行する。 (昭和四十一年三月総裁達第百五十四号で昭和四十一年四月一日 か ら施

行

六四

附則(四十一・一・二十五総裁達第三十三号)

第二十八条の改正規定は、昭和四十一年度に入学となる者から適用する。」

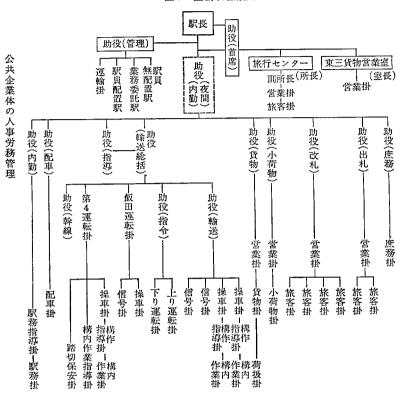
## 第三節 階梯職制

## 一階梯職制の意味

付でいったん大鉄管理局勤務となって関西鉄道学園に入学し、六ヵ月間の研修を受け、それ以後に各管理局に配属さ 畿・中国地方には七つの鉄道管理局があるが、地方(支社)採用は大阪鉄道管理局が担当し、採用者は毎年四月一日 支社制度は廃止されたが、大学・高専卒業予定者の採用にあたっては支社範囲の採用が継続されている。 れることになっている。 国鉄職員の採用にあたって大学卒業予定者は本社採用、 地方採用に区分される。表1でみるように昭和四十五年に たとえば近

現業に配属されることになっている。 方、高校卒業予定者は管理局採用であって、職種ごとに募集・採用され、入社後ほぼ一ヵ月間の研修期間をへて

せざるをえないことがあげられよう。第二には、 職員四三万名という大きな公共企業体であり、しかも事業が全国にまたがっており、 普通であるが、国鉄でこのような採用方法がおこなわれているのにはいろいろな理由があげられる。第一には国鉄が 民間企業では学歴区分を問わず本社で採用業務が一括されており、また大卒者をあらかじめ区分して採用するのが 前述のように本社を頂点とする中央集権をとっているために、 駅員の勤務管理の地域性を考慮 本社



社採用大卒職員となることが可能であ 通過して鉄道学園の大学課程をへて支

実際にもこの道をへた多数の職員

お

5

現場職員がそれらの教育制度を

|された教育機関と教育体系をもって

要があることがあげられる。 知識を有する人材を早期に育成する必 の業務を執行する専門的ないし全般的 国鉄は民間企業にくらべてはるかに整 もちろん、職員個人についてみれば、

瞭に存在している。

階梯職制というのは、

この階層区分

採用、

管理局採用という階層区分は明

なわれている。

だが、

本社採用、

支社

社採用大卒職員に転換することもおこ

が 9

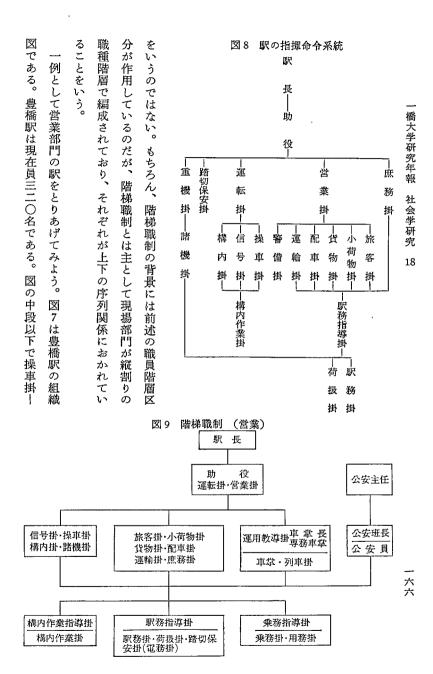
いっ

る。

さらに支社採用大卒職員

が

一六五



構内作業指導掛―構内作業掛という系統は民間企業の組織に慣れている人々には理解しがたい。この掛は組織として であって、その指揮下に構内作業指導掛 の掛集団ではなく掛という職名であって、 () 名 例えば第4運転掛(一名)の指揮下にある操車掛は第四構内操車掛 がおり、さらにその指揮下に構内作業掛(三名) がいるということ

を示している。

これによって駅の指揮命令系統の型をみれば図8のとおりである。図8を念頭においた上で図1の豊橋駅の組織をみ れば図8の原型が整然と展開されていることがわかる。 いのだが、これには原型がある。 ところで図りは右のような意味の組織をあらわしているのでヨコにもタテにも広がった組織となっていて分りにく この原型は職員局職員課が作成する『日本国有鉄道職制系』によって示されている。

おりになる。 の職名に昇進していく制度になっているからである。このことを念頭において図8を編成しなおしてみると図9のと しているのは、 図 「8のように四階層の掛がタテに連結している制度を階梯職制とよぶ。このタテの連結を名実ともに階梯の職制に すなわち図9で上下に四層の角括弧の職名がならんでいるが、 国鉄の現業部門に入社した職員はその最下端の職名から始めて、その能力の発揮によって順次に上位 この四層が階梯となっているのである。

# 二 鉄道学園教育課程

し、これに合格して学園の教育課程を合格で修了することである。鉄道学園には正規教育課程として階梯職制 上位の階梯に進むためには二つの進路がある。 一つは教育機関教育規程で定めるように鉄道学園の入学試験を受験 に 対応

公共企業体の人事労務管理

する教育水準別教育課程が設置されている。 その中で最初の課程は普通過程であるので普通課程についての規程をと

一六八

「教育機関教育基準規程(昭和三十九年十一月二十日職達第七号)

り出してみよう。

職員管理規程 (昭和三十九年四月総裁達第百五十七号)第五十四条第一項第十四号の規定に基づき、 教育機関に

おける教育訓練の基準を定め、その体系的かつ効果的な実施をはかるため、教育機関教育基準規程を次のように定

める。

中央鉄道学園及び第一種鉄道学園

第一節 通 則

第三十条 ころによる。 中央鉄道学園及び第一種鉄道学園における課程及び科、 入学の取扱い等については、この章の定めると

第二節 課程及び科

(正規教育)

第三十一条 中央鉄道学園における研究課程第一科及び同第三科の修業期間は、次の各号に定めるとおりとする。

前 後 期 期

三月 二月

研究課程第一科

(2) 研究課程第三科 前 期

中 期

後

期

三月 三月 三月

第三十二条 第一 種鉄道学園における研究課程第二科の修業期間は、前期二月、中期三月、後期一月とする。 中央鉄道学園及び第一種鉄道学園における正規教育の課程及び科並びにその教育職種及び修業期間は、

2

(1) 研 究 課 程 次の各号に定めるとおりとする。

(2)高 等 課 程

通 輸 課 程 科 旅客掛、

(3)

普

科 車掌

科 電信掛

安 科 科 機関士 鉄道公安員

関 士

士

機 公

信

車

構 運

内

科

信号掛、

操車掛又は構内掛 小荷物掛、貨物掛、

配車掛又は運輸掛

掌

電

機 関

科

(ディーゼル機関車)

デ

ィーゼル機関車担当の機関士

公共企業体の人事労務管理

三・五月

四月

四月

二・五月 ・五月 五月

一六九

四・二五月

三月

四・五月

一橋大学研究年報 社会学研究

液 電 気 式 体 式 分科 分 科

関 助 士 科 機関助士

機

気 式 分科

体式 分科

交直流分科

四・七五月

四・五月

分 科

電気機関助士科 電気機関助士

流 分 科

交 直 分

科

電車運転士科 流

流 分

科

交

直流

分

科

新幹線電車運転士科

電車運転士

前期

四・七五月 四·七五月

四・五月

三・五月

三月

直

電車運転士

流

直

電気機関士

電気機関士科

液

機 電 関 助

士

科(ディーゼル機関車)

ディーゼル機関車担当の機関助士

三月 三月

機関士・気動車運転士科 運 電気機関士・電気運転士科 機関士・機関士(ディーゼル機関車)科(液体式) 機関士・電気機関士科(直流) 運 気動車運転士科 電 公共企業体の人事労務管理 電車・気動車分科 ディーゼル機関車・気動車分科 電気機関車・電車分科 電気機関車・ディーゼル機関車分科 蒸気機関車・気動車分科 ディーゼル分科 転 気 転 分 科 科 科 機関車担当の機関士 将来における電車運転士、電気機関士、気動車運転士又はディーゼル 将来における電車運転士又は電気機関士 気動車運転士 (直流) 機関士及び気動車運転士 機関士及び電気機関士 電気機関士及び電車運転士 ディ Ì ゼル機関車担当の機関士 後期 七一 三・七五月 三・七五月 三・七五月 五・七五月 五・七五月 五・七五月 兀 ・二五月 四月 四月 六月 六月 年 年

社会学研究	
18	

電車・客貨車分科 一橋大学研究年報

気動車・客貨車分科

電 車 分 科 電気機関車分科

客 新幹線電車分科 貨 車 分 科

機 転 保 事 線 線 務 科 科 科 保線系統の技術掛及び保線機械掛 保線系統の技術掛又は軌道検査掛 運転系統の事務掛

建築技術掛又は建築検査掛

軌道作業長 施設系統の事務掛

道作業長科

械

科 科

機械技術掛又は機械検査掛

築 事

科

工事技術掛又は構造物検査掛

電気系統の電気技術掛、 電気検査掛

電力検査掛、

信号検査掛、

通信検査掛又は

電 施 軌 機 建 エ 重 保 運

科 科

設 気

事

務

七二

二・七五月 二・七五月 三・七五月 四月

二・七五月 三月

三月 二月

三月

三月

三月

三月

二月 三月

五月

(発変電、電力、信号及び通信の四分科を置く。)

電 戾 同 上

四月

(発変電、電力、信号及び通信の四分科を置く。)

電 気事務科 電気系統の事務掛

工 作 科 工場職場の工作掛

エ 作 (鋳鍛、仕上、木工、塗工、電機、内燃機、旋盤及び熔接の八分科を置く。) 二科 工場職場の工作掛

自動車運転科 技 科 自動車営業所の運転係(第二種大型運転免許取得者)

海

甲 板 分 科 二等航海士及び三等航海士

甲 機 板 関 長 分 科 科 甲板長 二等機関士及び三等機関士

> ・七五月 七五月

二・五月 四月

三年 二月

二十一日 二十一日 二十一日

船 操 機 客 長 長 科 科 操機長 船客長

第三章 第二種鉄道学園

公共企業体の人事労務管理

七三

### 第一 節 課程及び科

(正規教育)

第百二十三条 第二種鉄道学園における正規教育の課程及び科並びにその教育職種及び修業期間は、 次の各号に定

(1) 普 運 構 通 内 輸 課 科 程 科

めるとおりとする。

初 駅 等 務 課 程 科 運輸系統の初級職員

転

科

運転系統の初級職員

(2)

工

作

科

工場職場の工作掛

信号掛、 旅客掛、

操車掛又は構内掛

小荷物掛、

配車掛又は運輸掛

・五月

・五月 四月

設 気 科 科 電気系統の初級職員 施設系統の初級職員

電 施 運

自 修 助 車車 技 上掌科 科 船舶系統の甲板関係初級職員 自動車系統の初級職員 工作系統の初級職員

甲

板

科

十八日

十八日

二十四日

二十四日 十八日

十八日

二十四日

機 関 科 船舶系統の機関関係初級職員 二十四日

船 整 備 客 科 科 整備掛 船 |舶関係の船 客関係初級職員 二十四日

年 年」

うか。上記と同じ教育基準規定の中で営業・運転部門についての規程をとり出してみる。なお、その他の部門でもほ ところで、 鉄道学園の普通課程に焦点をあてて考えてみると、その入学資格はどのように定められているのであろ

第五十七条 「(普通課程) 普通課程運輸科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

ぼ同様の規定内容になっている。

軌

道

科

軌道掛

(1)たこと。 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上運輸系統の現業業務に従事し

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

(2)

入学試験に合格したこと。

国語、 数学、鉄道一般、 規程 (運輸及び運転に関する簡易な規程)

第五十八条 普通課程構内科に入学させる者は、 次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は一年以上、その他の者は二年以下運輸系統の現業業務に従事し

公共企業体の人事労務管理 一七五

たこと。

② 入学試験に合格したこと。

2

国語、数学、鉄道一般、規程(運転に関する簡易な規程

前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

第五十九条 普通課程車掌科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 髙等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上運輸系統の現業業務に従

事したこと又は二年以上国鉄部内に勤務したこと。

(2)

入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

英語、数学、鉄道一般、規程(運輸及び運転に関する簡易な規程)

第六十条 普通課程電信科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

- (1) 髙等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上国鉄部内に勤務したこと。
- (2)入学試験に合格したこと。
- 2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程(電信に関する簡易な規程)

第六十一条 普通課程公安科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

- (1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は卒業後二年以上、その他の者は四年以上国鉄部内に勤務し、そ
- のうち一年以上運輸系統の現業業務に従事したこと。

(2)

年齢二十歳以上の男子であること。

- (3)鉄道公安職員の指名に関する告示(昭和二十五年九月運輸省告示第一号)第三条各号の1に該当しないこと。
- (4)入学試験に合格したこと。

2

国語、 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。 英語、数学、鉄道一般、規程(運輸及び運転に関する簡易な規程)

第六十二条 普通課程の機関士科、 機関士科(ディーゼル機関車)及び機関士(ディー 也 ル 機関車)・気動 車運転

士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえるものでなければならない。

- (1) その職務に従事したこと。 機関助士であって、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上
- (2)入学試験に合格したこと。
- 2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

数学、 鉄道一般、 規程 (運転及び信号に関する規程)、 技術 (機関車各部の構造及び作用に関する技術)

普通課程の機関助士科及び機関助士科(ディーゼル機関車)に入学させる者は、次の各号に定める資

格をそなえたる者でなければならない。

公共企業体の人事労務管理

一七七

(1) 整備掛であって、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は一年以上その他の者は二年以上その職務に従

七八

事したこと又は機関車掛の職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、 次に掲げる学科目について行なうものとする。

に関する簡易な技術)

国語、

数学、鉄道一般、規程

(運転及び信号に関する簡易な規程)、技術

(機関車各部の名称、構造及び作用

第六十四条 普通課程の電気機関士科及び電気機関士・電車運転士科に入学させる者は、 次の各号に定める資格を

そなえる者でなければならない。

(1) 電気機関士であって、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以

入学試験に合格したこと。

上その職務に従事したこと。

(2)

2

前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

技術) 国語、 数学、鉄道一般、 規程 (運転及び信号に関する規程)、技術 (電気機関車各部の構造及び作用に関 する

第六十五条 普通課程電気機関助士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 整備掛であって、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は一年以上、その他の者は二年以上その職

務に従事したこと又は機関車掛の職務に従事したこと。

(2)

入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

作用に関する簡易な技術)

数学、鉄道一般、

規程(運転及び信号に関する簡易な規程)、技術(電気機関車各部の名称、

構造及び

第六十六条

削

除

第六十七条 に入学させる者は、 普通課程電車運転士科、新幹線電車運転士科及び新幹線電車運転士・機関士(ディーゼル機関車)科 次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) の他の者は三年九月以上その職務に従事したこと又は機関助士若しくは電気機関助士であって、高等学校若し 電車掛若しくは電車運転助士であって、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、そ

くはこれと同等以上の学校卒業者は二年六月以上、その他の者は三年六月以上その職務に従事したこと。

(2)

入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

数学、

規程

第六十八条 普通課程運転科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。 鉄道一般、 (運転及び信号に関する規程)、技術 (電車各部の構造及び作用に関する技術)

(1) 中学校を卒業 (新規卒業者に限る。) したこと。

公共企業体の人事労務管理

七九

(2)入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について中学校卒業程度で行なうものとする。

第六十九条 社会、 国語、 普通課程運転二科に入学させる者は、次の各号の1に該当する資格をそなえる者でなければならない。 英語、 数学、理科

(1)高等学校を卒業(新規卒業者に限る。)し、入学試験に合格したこと。

年齢二十三歳未満の高等学校卒業者で、機関車掛又はこれと同等の検修職若しくは整備掛(準職員を含む。)

の 職務に従事し、 入学試験に合格したこと。 (2)

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について、高等学校卒業程度で行なうものとする。

社会、 国語、 英語、 数学、物理

第七十条 削 除

普通課程気動車運転士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

第七十一条

(1) 気動車掛であって、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は三年以上、その他の者は四年以上その

等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上その職務に従事したこと。 職務に従事したこと又は機関助士、電気機関助士若しくは電車運転助士であって、 高等学校若しくはこれと同

(2)入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程(運転及び信号に関する規程)、技術(気動車各部の構造及び作用に関する技術)

第七十二条 普通課程車両検査科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

車両検修掛であって四年以上その職務に従事したこと又は機関助士若しくは電気機関助士であって、六年以

(2)入学試験に合格したこと。

上その職務に従事したこと。

(1)

前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

数学、鉄道一般、規程(車両に関する規程)、技術(車両に関する技術)

2

第七十三条 普通課程車両科に入学させる者は、次の各号の1に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 新規採用者以外のものであって、総局長又は鉄道管理局長が特に指定した者。 新規採用者であって、総局長又は鉄道管理局長が指定した者。

(2)

第七十三条の二 普通課程運転事務科に入学させる者は、 次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(2) (1) 入学試験に合格したこと。 高等学校卒業者は一年以上、その他の者は四年以上国鉄部内に勤務したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、鉄道一般、規程 (庶務に関する規程)」

また、 鉄道学園への入学志願にあたっては次に定めるように勤務箇所長、 公共企業体の人事労務管理 所属長の推薦を必要としており、また卒

一八一

橋大学研究年報 社会学研究 18 八二

その成績や職務指導上の留意点を所属長に学園から通知することになっている。

業ないし修了にあたっては、

教育機関への入学は、正規教育については志願又は指定により、転換教育及び再教育については指定によ

第七条 り所属長が命ずるものとする。 正規教育の課程の科に入学を志願する職員は、入学願書(別表第1)に必要事項を記入し、勤務箇所長を

ただし、正規教育の高等課程及び普通課程の科に入学中の者は、 大学課程の科を志願する場合を除き、 他の科

経由のうえ所属長に提出し、その推薦を受けなければならない。

2 を志願することができない。 前項の場合、 勤務箇所長は、 当該志願者の入学調書 (別表第1の2)を作成し、入学願書に添加するものとす

第八条 教育機関の長は、所属長の推薦した志願者に対して、入学試験を行なうものとする。

る。

第九条 の決定にあたっては、 教育機関の長は、 必要により関係所属長に協議するものとする。 入学させる者の氏名を、その所属長に通知しなければならない。ただし、入学させる者

第十条 志願により入学させる者の募集は、そのつど鉄道公報又は機関報に掲載して行なう。

衾

第二十一条 教育機関の長は、生徒の平素の勤惰と知識及び技能の習得の程度とを考査し、 その成績を定めるもの

(卒業及び修了)

第二十二条 教育機関の長は、大学課程各科、普通課程運転科、普通課程工作一科及び高等課程看護婦科を卒業し た生徒に対して卒業証書を授与するとともにその氏名、学業成績、職場指導上の留意点、その他必要事項等を所

属長に通知しなければならない。

2 教育機関の長は、前項以外の課程の科及び講座を修了した生徒及び研修員については、その氏名、 学業成績、

3 前項の生徒及び研修員に対しては、必要により、修了証書を授与することができる。」

職場指導上の留意点その他必要事項等を所属長に通知しなければならない。

ては一部の学科目試験の免除をおこなっている。たとえば大阪鉄道管理局の教育関係基準規程 ごとに通信教育体系を整備しており、学園入学試験および登・採用試験に関して、通信教育講座の合格修了者につい さらに国鉄では現業に従事する職員の日常の業務知識の取得を促進するために広汎な業務領域について種々の水準 (昭和四十一年七月十

三日大鉄達百、 昭和四十六年七月改正大鉄達百九)の中で次のように定められているのをみることができる。

各種登用、採用試験及び関西鉄道学園入学試験科目のうち、次に掲げる学科目については、当該下欄

に掲げる通信教育講座の修了者に対して、その試験を免除するものとする。

(1) 各種登用及び採用試験

公共企業体の人事労務管理

採 車 用 両 試 掛	用 試	信操号車掛掛		登用試験	事務掛職		試験名
規程 ・ 技術		規一鉄道一般	貨物	旅客	庶務·経理	鉄道一般	学科目
〇〇一 鉄道一般 八六七 電気一般(除く、PC、FC) (以上二講座は必須講座) 五二一 電車(通動形) 五二二 気 動 車 五二二 気 動 車 五二二 気 動 車 五二二 気 動 車	四 運転保安及び線路	四〇一 運転法規(信号、操車、車掌)	三〇三 貨物実務	[三〇五 荷物実務	[二〇二 経 理	〇〇一 鉄道一般	通信教育講座名

(2) 開西鉄道学園入学試騒

ı	A					高等			課程
技術 (軌道作業長科) (軌道作業長科)	(ただし、運輸系統の各科)規程(運 転)	規程(貨物)	規程(旅客)	技術 (保線科)	規程(運 転 科)	運転(運 輪 科)	運輸(貨物)	運輸(旅客・手小荷物)	学科目
【六〇二 保線作業	四〇一 運転法規	三〇三 貨物実務	[三〇五 荷物実務	六〇四 保 線	四〇三 運転法規	四〇三 運転法規	三〇四 貨物営業	三〇二 旅客営業	通信教育講座名

(注2) 受験者は、試験科目が免除の適用(注2) 受験者は、試験科目が免除の適力の権利を放棄したものとして取扱いる。 この場合は、免除の権利を放棄したものとして取扱いる。

(注1) 〇〇一 鉄道一般以外の講座につ

公共企業体の人事労務管理

级公 昭和47年度大鉄局、系統別、課程別、教育別実績表 (関西鉄道学園)

<u> </u>	l			ı	,
₽	中	氘	Ħ	教育種別	Λ
	数			鹭	/ <sub>**4</sub>
파	育	類	些	韓島	
56	36		20	4 时	Þ
21 155 232	4	7	10 155 185	市場	
55 2:			55 1:	その句	
	40	7	-85	<u>zdr</u>	絲
192	43	129	20	梅寧	連
280	8	172	100	节点	
4		ć.	<b>_</b>	作の街	
472	51	301	120	뿌	켡
63	58	4	_	48 景	施
798	726	24	48	普通	
54 915			54 103	40名	
	784	28	103	<u>nin</u>	熨
274	264	6	4	4 型	33
12	12			普通	
				ルの句	
286	276	6	4-	<u> miln</u>	頝
2,220 100	2,220 100			序 物	か
100	100			4 計	
				普通	9
40 2,	2,		40	その句	
40 2,360 2,220 685 1,111 249 4,265	2,320		40	<u>=</u> #	令
2,220	2,220 501			摩 菊	□⊳
685 1	501	139	45	海海	
,111	750	203	158 249	普通	
249 4	<b>.</b>		249	かの名	
١,265	3,471	342	452	<u> </u>	<u> ⊐</u>

らにこの「正規」の中で「その他」二四九名とされているのは髙卒・地方採用大卒新入社員教育である。そうなると その中で階梯職員の昇職に関する教育は表3で「正規」とされている教育なのであって年間四五二名にすぎない。さ 七年度の教育実績をみれば表3のとおりであって、年間四′二六五名という多数の職員の教育がおこなわれて いる。 在ではこの径路が基本径路になってはいないことがわかる。たとえば第一種鉄道学園である関西鉄道学園の昭和四十 「正規」の昇職関係教育は普通課程一五八名、高等課程四五名の二〇三名だけだということになる。しかも普通課程 五八名の中ではその六割の一〇〇名が運転系統なのであって学園の普通課程教育としていちじるしく偏していると ところで、学園教育を通ずる昇職のための教育がどの程度おこなわれているかについて実績を検討してみると、現

#### 1 学園内教育関係

#### (1) 本園関係

#### ア 教育修了のもの

 課 程	種別	科	名	分	科	期	間	П	数	٨	員	記	事
- 程	別												
	正	運輸管		前	期	0.4			4		53		<b>殳試験合格者</b>
髙		同	上	後	期	0.5			4		61	同	뇬
IPJ		同	上	旅	客	0.5			1		7		<b>農掛試験合格者</b>
Arte	規	運転管				0.4			2		29		及試験合格者
等	NT.	施設管	产理科			0.4	月		1		18	同	<u></u>
課	再	管 玛	l 科	新任	助役	1 遅	III		3		45	助征	殳・予備助役
īΣK	教	電気管	严理科	電	力	"	'		4		56	助	役
fr.		同	上	変	電	"			4		62	同	上
程	育	同	上	信	号	"	'		3		32	同	上
		小			計			2	6	3	63		
	正規	EL, I	EC 科			5.7	5月		2		55		
普	転	列車	掛科	第	_	1	月		2		18	車	本から列車掛
.=	換	同	上			1.5	月		1		18	車両	<b>両掛から列車掛</b>
通	再	車 3	4 2			2	月		2		20	車見	見試験合格者
課	'*	運転	科	旅	客	1 退	間		1		21		
詸	教	同	上	貨	物	"			2		30		
		構片	7 科	İ		"			2		40		
程	育	施幣	科	保線	機械	0.5	月		2		24	保紅	泉機械掛
		小			計			1	4	2	26		
初	Æ	駅影	5 科			0.7	月		2		32	新	見採用者
初等課程	規	施割	科			0.7	月		1		12	同	上
程		小			計				3		44		
			計					4	3	6	33		
	研	修		会		韼			8	1	29		
	1	<b></b>		ī	计			5	1	7	62		

#### イ 現在教育中のもの

課程	種別	科	名	分	科	期	間	回	数	人	貝	記	事
普通 課程	正規	EL,	EC 科			5.7	5月		1		28	2月13日~	-8月1日
	1	合		1	t				1		28		

科

同

車 両 科

同

同

合

名 分 科 期 間 囯 数

上

上

上

上

깜

EL

EC

DL

計

EL

EC

DL

計

2.1 月

2.1 月

2.1 月

2.1 月

2.1 月

2.1 月

計

숲

車両検査科

小

小 計

課程

普

诵

課

程

講

道管理局共通の方法であると考えてよい。

種別

再 同

教

育

18

しっ

わねばならない。

間六三回、 静岡鉄道学園の昭和四十七年度教育実施状況をみたものであって年 このことは第二種鉄道学園をみればもっとはっきりする。 七三三名という実施結果はかなりの水準にあると考えら

負

教育中

記

事

人

1

4

5

4

5

1

10

15

48

63

とがわかる。 ライバー・

修了者

9

55

64

28

80

112

176 557

733

れるのであるが、その中で普通課程の

「正規」

の教育はいわゆるド

コースとしておこなわれる運転系統の課程にすぎないこ

4

とができる。

がかりをへる道は現在のところはほとんど機能していないというこ

以上のことから、学園の普通課程教育をへて階梯職制の最初の手

Ξ

登用試験制度

方法について東京西鉄道管理局の例を表5で示すが、この方法は鉄 て、この径路が現在では主要な径路となっている。 階梯職制を上昇するもう一つの道は登用試験を通ずる径路であっ

登用試験の実施

表 4は

다 된	F	1	試驗	11	対験	3 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	3111	実 施	合 否	実 施	合	政殿実施伎	H
。年間試験実施計画	。現場長より推せん	。筆記試験	。試験委員によ	。面接試験	。試験委員によ	。幹部職(上級)試験	
を局報及び現場長	調書により推せん	内容别紙	る判定会議で	。受験職種によ	る判定会議で	を除き,各種試験	
会議で発表する。	を受ける。		合否を決定す	っては	合否を決定す	問題模範解答を西	
。年度需給を勘案し	。推せん調暦の内容		ů	·実科試験	94	局機選貨(あびき)	
て採用数を決定す	について総独した		。合否を現場長	·運転考査	。合否を現場長	及び部外維誌に発	
స్త	資格についたは、		を通じて受験	-	を通じて受験	数する。	
。試験実施要項を通	現場長を通じ試験		者に連絡する。		者に連絡する。		
報すると同時に推	揚等について連絡		同時に二次試		。合格証書授与		
せん調査を配布す	\$ \$		駁の連絡をす		。合格者を局報		
94			છ		に掲載する。		

この方法にもとづいておこなわれた各階梯職別の登用試験の結果を東京西鉄道管理局の例によって昭和四十四―四

まず表6で営業系統についてみると、「掛職採用」が構内作業掛、駅務掛などから旅客掛などに登用される 一般径

十八年度について表6で示す。

合格者八六名、競争率八・四倍ときびしいものになった。昭和三十六年の職制改定以前には構内作業掛、駅務掛など して六八○名の受験者があり、二九四名が合格し、競争率は二・三倍だったが、昭和四十八年度には受験者七二一名、 されていることに注意されたい。この三つは別々の職名集団になっているのである。昭和四十四年度には三つを合計 路であり、これに対応して、信号・採車・構内掛、車掌見習登用の試験がある。図りでこの三つの系統が別々に図示

公共企業体の人事労務管理

#### 一橋大学研究年報 社会学研究 81

表 6 年度別試験別推移

	_		年月	定別			44				45				46				47				48	
試験名	``	_	Ti	E	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平 均 点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	<b>最低点</b>	受験者数	合格者数	平均点	最 低 点
幹部」	微(」	上級	) 訪	铁	151	17	35. 4	19.7	174	16	36.1	0	167	22	32. 2	15.8	182	27	33. 1	13. 2	184	19	41.5	21.0
韓	営	業	系	統	136	60	45, 0	22. 7	321	40	42. 4	3. 5	376	84	37. 1	1. 3	342	44	22, 5	2. 7	196	46	37.0	17.3
幹部職(中級)試験	運	転	系	統	72	38	52.6	25. 5	121	26	43.5	18.0	142	36	42. 1	21. 0	62	23	32.7	9.7	39	6	46, 6	27.6
級	施	設	系	統	42	17	43. 4	21.0	50	9	37.0	30.0	52	14	35. 0	13. 3	77	25	27.7	9.7	55	21	38. 3	15.7
試験	電	気	系	絖	161	39	49. 2	39.6	157	30	47.0	42.5	136	25	41. 3	14.6	92	19	36. 4	11.6	84	23	44, 6	21.4
堂	信号・	採車	構内	即和	99	54	59. 4	15. 0	78	36	42.0	4. 3	61	11	43.0	4.6	71	12	44.4	15.7	78	16	54. 4	17.0
営業系統試験	掛	職	登	用	255	132	61.3	10.3	213	57	50.4	13.3	336	70	47.6	14.0	415	95	48. 3	5. 7	414	45	52.7	13.7
試験	車掌	見	图图	<b></b> 注用	326	108	50.8	5. 7	226	37	50.0	10.0	240	20	46. 7	10.3	339	14	38.0	7. 0	229	25	45. 2	11.3
運	車両	j検3	性掛	採用	29	16	61. 2	13. 2	16	11	60.4	12. 2	11	7	62. 1	13. 1	25	10	61.6	11.8				
転系	車両	検	多掛	登用	61	41	59.1	12.3	16	11	56.3	10.6					66	18	59. 4	12. 1				
運転系統試験	車下	両扎	計公	用	31	23	50.8	9. 4	34	28	48.9	8.5	68	15	49. 0	9. 7	101	65	48.7	8. 9				
験	事》	穿主	ት ጟ	用	13	9	61. 4	31. 2	23	7	62. 1	32. 3	21	6	59.8	30. 1	33	23	58. 5	13. 7	4	4	60.5	30. 4
施統設試	技术	桁 ŧ	卦打	用	119	37	50. 9	6. 5	319	157	51. 2	8. 7	230	94	68. 3	11.0	250	143	52. 1	11.6	198	96	53. 1	6. 7
設試 系験	事	务主	圣佳	出	38	28	57. 2	29. 6					23	10	52. 1	10.8	18	10	58. 5	13.7	15	7	60.5	30. 4
電統	技术	析 i	卦拐	用	94	83	54. 5	17. 6	19	9	50.4	11.5					5	5	48. 7	31. 6				
征統 気試 系験	事》	傍 扛	<b>是</b> 相	用													5	3	58. 5	13.7	4	3	60. 5	30.4
区関係	系事務	5掛	登用	試験																	47	15	61.4	32.5

職」へという登用試験として、今でも信号掛、旅客掛などの職名への登用試験は総称して「掛職試験」とよば の最末端の職名は「○○手」とよばれていたので、これらの職階は 「手職」と称された。 そこで「手職」か 3

るのである。

ことになる。 前述の意味で「掛職」となると、次の登用試験は助役試験となる。表6ではそれが「幹部職 表6によって、その競争率がいちじるしく高いことに注目しておきたい。 営業部門では助役試験は「助役・運転掛試験」、「助役・営業掛試験」としておこなわれる。 (中級)試験」という その詳細は

務して以後、 二十二年に入社した職員をえらんでみた。国鉄は昭和二十四年に公共企業体となり、 に勤務するA、 おこなって現行の職制がつくられた。表7ではこの二つを大きな時期区分としている。A職員は入社して京都駅に動 わゆる「手職」から「掛職」への登用試験に合格し、信号掛となり、 そこで、このような階梯職制の動態を生き生きと知るために事例をあげておこう。表7は大阪鉄道管理局の京都駅 昭和四十七年までの二五年間、 B、Cの三名の職員が国鉄入社後にどのような経歴をたどったかを示したものである。 一度も京都駅をはなれて勤務していない。 昭和三十一年に操車掛となって以来、 昭和三十六年に職制の大改正を 昭和二十九年に二十九歳で、 いずれ ずっと も昭

名が踏切保安掛と変り、そのまま勤務しつづけ、 Bは入社して荷扱手となった後、 「掛職」に昇職し、 昭和四十五年に京都駅運輸掛となった。 昭和二十九年に三十二歳で踏切簪手となり、 昭和四十三年に「掛職登用試験」に合格して、 昭和三十六年の職制改定によっ 四十六歳で「手職」 て職

「掛職」として勤務しつづけている。

公共企業体の人事労務管理

年 次	A	В	С
1922(大11)		出生	
1925(大13)	出生		
1929(昭4)			出生
1935(昭10)		高等小学校卒業(13歳)	
1939(昭14)	高等小学校卒業(14歳)		makes after NV Takes-See Alls / as as also N
1945(昭20)			商業学校卒業(16歳)
1947(昭22)	国鉄入社,吹田操車場, 京都駅連結手見習をへ て連結手(22歳)	国鉄入社, 吹田操車場 荷扱手(25歳)	国鉄入社,京都駅駅手駅手等成購習会終了, 掛職資格試験合格, 京都駅駅務掛(18歲)
1948(昭23)	京都駅転轍手連結手養成講習会終了		車掌見習,京都車掌区
1949(昭24)	日本囯有鉄道法,京都 駅駅手,京都駅連結手 (24歲)	日本囯有鉄道法,吹田 採車場連結手,吹田操 車場荷扱手(27歲)	日本国有鉄道法,車掌 採用試験合格,京都車 掌区車掌(20歳)
1954(昭29)	操車·信号掛採用試験 合格,京都駅信号掛 (29歲) 京都駅操車掛(31歲)	丹波口駅踏切幹手	
		TWANTEST DISE THE FORK	TWANDATE SEASON
1961(昭36)	職制改正、従前どおり	職制改正, 丹波口駅踏 切保安掛	職制改正,従前とおり
1963(昭38)			京都車掌区車掌(指導)
1964(昭39)			助役運転掛登用試験合格(35歲)
1965(昭40)		病気休職(昭41復職)	京都車掌区車掌教育掛 兼助役(梅小路在勤) (36歳)
1967(昭42)			関西鉄道学園高等課程 特設運転科入学(5日間)
1968(昭43)		事務掛職登用試験合格 (46歲)	
1969(昭44)			京都駅運転掛(40歳)
1970(昭45)		京都駅運転掛(48歳)	

(注) 1) 昭和47年10月までの経歴。

年に車掌採用試験に合格して車掌となり、昭和三十八年には指導車掌に任ぜられた。そして昭和三十九年に三十五歳 Cは入社後ただちに「手職」から「掛職」試験に合格し、昭和二十三年に十九歳で車掌見習となった。 昭和二十四

で助役運転掛登用試験に合格し、翌年、京都車掌区車掌教育掛兼助役としての道をふみ出した。

以上のように、これらの三人の職員の経歴をみることによって、階梯職制がどのように働いているかを知ることが

できよう。

# 第四節 職名と職群

## 一職名

に定められている。 国鉄職員の採用は日本国有鉄道職員採用規程(昭和二十七年四月二十五日、総裁達二百三十一)によって次のよう

「第一条 日本国有鉄道職員(以下「職員」という。)の採用については、この規程の定めるところによる。

職員は、 別に定める場合を除く外、日本国有鉄道の試用員(以下「試用員」という。)のうちから選考に

よって採用する。

第三条 る者は、職員として採用することができない。但し、第二号に該当する者で、特に総裁の承認を経た者は、この 日本国有鉄道法 (昭和二十三年法律第二百五十六号)第二十六条第二項の規定及び次の各号の1に該当す

限りでない。

公共企業体の人事労務管理

九四

- (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けた者で復権を得ない者。
- (2)禁こ以上の刑に処せられた者で、 執行を終り、 又は執行を受けることがなくなってから三年を経過しない者。
- (3)日本国有鉄道又はその他の職員として在職中、 非行又は不都合な行為により免職の処分を受けた者で、
- (4) 日本国有鉄道健康管理規程 (昭和二十六年七月総裁達第三百三十号)による健康診断及び日本国有鉄道職員

処分の日から二年を経過しない者。

採用時適性検査規程 (昭和二十三年八月達第四百十五号)による適性検査に合格しない者。

2 職員を準職員及び試用員から採用する場合には、 前項第四号の健康診断及び適性検査は、これを省略すること

が

できる。

第四条 附 職員を採用するときは、 則 別に定めるところにより、身元保証人を立てさせなければならない。

1 この達は、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 日本国有鉄道職員及び試用採用規程 (昭和二十四年六月総裁達第十八号)は、廃止する。」

現業部門の職員の採用がこの規程にもとづいて定められているのであるが、その場合に規程は職名ごとに定められ

つの職名群別に採用されるといってさしつかえあるまい。たとえばその中で信号掛、採車掛、構内作業掛の系統をみ ている。 職名ごとといっても、 営業部門における前出の図りについていえば、 掛職として角括孤でくくられている四

れば次のように規定されている。

駅構内従事員採用規程 昭二十四・一・二六 達四十八

改正 昭二十五・七 総裁達三百六十 同二十五・七 同三百九十八

第一章 総

則

第一条 結手をいい、 駅(操車場及び信号場を含む。)の構内作業をする従事員(操車掛、 以下駅構内従業員という。)は、この規程によって採用する。但し、この規程に定のな 信号掛、 転轍手、予備構 いい 内手及 事 項 につ び連

いては、日本国有鉄道職員及び試用採用規程(昭和二十四年六月総裁達第十八号)による。

第二条 駅構内従事員に採用する者の年齢は、十八歳以上とする。但し、操車場(連結手訓練規程で操車場の範囲

とする駅を含む。以下同じ。)以外の箇所に勤務する連結手については、十七歳以上とする。

第三条 この規程に定める採用試験は、 鉄道管理局長が施行する。

第一節 連結手

従

事

員

第四条 連結手は、 相当期間実務見習をした者から採用する。

第五条 但し、六月以上車両の入換、 前条の規程にかかわらず操車場に勤務する連結手は、 連結又は解放の業務に従事した者についてはこの限りでない。 連結手訓練規程によって訓練を受けた者から採用す

第二節 転轍手、 予備構内手 る。

第六条 転轍手及び予備構内手は、 一年以上連結手(駅手その他の職にあって車両の入換、 連結又は解放に従事し

公共企業体の人事労務管理

九五

た者を含む。以下同じ。)の職にあって、一月以上実務見習をした者から採用する。 第三節 操車掛、信号掛

第七条 操車掛及び信号掛は、次の各号の1に該当するものから採用する。

(1) 鉄道管理局職員養成所信号操車科を修了した者

(2)髙等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(3)車掌の職にあった者

(4)転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて二年以上その職にあったもので、

操車、信号掛採用試験に合格した者

(5) 転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて四年以上その職にあった者 操車、信号掛採用試験は、 次の各号について、鉄道管理局職員養成所信号操車科修了程度で行う。

(1) 規程 職務についての規程

(2)

(1) 操車掛

構内設備の概要並びに操車上必要である車両各部の名称及びその作用の概要

(II) 信号掛

信号機、 保安装置各部の名称及びその作用並びに構内設備の概要

これに相当するものを修了した者に対しては、免除することができる。 前項の試験科目は、日本国有鉄道通信教育規程(昭和二十五年二月総裁達第六十五号)に定める講座第一部中

第九条 操車掛又は信号掛に採用された者は、相当期間実務見習をしなければならない。

第十条 この達は、 昭和二十四年二月一日から施行する。

則

第十一条

信号掛、

操車掛、

制動手、

転轍手、予備構内手、

連結手採用規程は廃止する。

第十三条 第二条、 従前の制度による中等学校を卒業した者は、高等学校を卒業したとみなす。 第三条及び第七条から第九条までの規定は、 機関区又は電車区の信号掛を採用する場合に準用

実さい、高校新卒求人にあたっては職業安定所経由、高校あて直接、部内職員の紹介などの方法をとるが、 する。この場合においては、合図手を予備構内手とみなす。」 その場

合にも「構内作業掛」というように入職の職名を明示して募集をするのである。

国鉄ではこのように現業部門では「職名」によって管理されているのであって、 階梯職制は職名の序列編成である

といってよい。いま鉄道現業部門の職名をあげれば表8のとおりである。 表8にはすでに営業部門の階梯職制についてみた職名が並んでいる。 表8は静岡鉄道管理局 の 例 であ ý,

従

一来の

「手職」は労務職、 「掛職」は中間職と呼ばれている。

これらの職名は昭和三十六年の職制改定においてその職務内容(担務) 公共企業体の人事労務管理 が定められており、『日本国有鉄道職制集』

九七

一橋大学研究年報 社会学研究

18

表 8 職名分類表 系統 分 狐 職 系統 名 分 類 DAY. 名 機 関 橯 関 馬尼 長 長 助 役 長 支 区 管理職 子 備 助 役 管理職 助 役 営 掛 軌道検査長 证 17. 掛 構造物検査長 庶 務 掛 事 務 掛 旅 客 掛 技 術 掛 45 祈 . 4勿 排 工事技術掛 货 物 掛 保線区 営林技術掛 中間職 址 配 掛 軌道検査掛 中間職 運 童命 排 構造物検査掛 駅 詺 機 掛 保線機械掛 操 щ 保線指導掛 排 個 53. 掛 軌道作業長 楹 内 掛 軌 道 掛 勞務職 THE  $\pm t$ 踏切保安掛 世型 構内作業指導掛 Ħ 務 掛 構内作業 掛 区 長 駅務指導掛 施設 区 支 長 労務職 管理職 駅 務 掛 役 助 荷 築検 扱 掛 建 長 踏切保安 掛 Ж 猪 **##**1 建築区 X 長 中間職 碓 築技術 排 役 助 建築検査掛 管理職 建築作業長 運用數導掛 専務車 (A) 労務職 殱 築 掛 務 H 務 掛 掛 車掌区 専務車型(B) 区 長 中間職 管理職 車 堂 助 役 工事区 列 掛 215 掛 中間職 乗務指導 掛 工事技術掛 労務職 乗 猕 掛 X 長 用 務 掛 管理職 助 役 X (所) 長 機 械検査 長 機械区 支 区 長 事 務 掛 中間職 管理職 肋 役 技 術 掛 運用教導掛 機械検査 掛 車両検充 長 長 215 狳 排 ₹ 区 長 関 助 機 ± 役 電力区 管理職 電気機関士 電力検査長 信号 電車運転士 変電区 気動車運転士 通信 機関区 機関士見習 U 気 信号区 電気機関士見習 掛 25 務 亚氧 電車区 電車運転士見習 Œ 気技術掛 中間職 通信区 機関助 士 電力検査掛 中間職 運転 運転所 電気機関助士 僧号 " 無線区 車両検査掛 通信 द्र 客货車 車両検修掛 T. 冗気区 区 信 号 掛 T 気作業長

構

諸

列

車

誘

烘

慦

労務職

内

機

車

機関助士見習電気機関助士見習

両

ሷ

料

備指導

備

燃料指導

掛

掛

掛

掛

掛

掛

抖

掛

掛

電気作業掛

掛

T

労務職

として集大成されていて、必要に応じて改定されている。いま昭和四十八年二月改定の同集によって営業関係職員の

職名およびその職務内容をみれば次のとおりである。

十九 「営業関係職員の職制及び服務の基準(昭三十七・八・十七総裁達三百六十三 同四十三・五同七十七 同四十四・七同六十七 同四十四・十二同百五 改正 同四十五・八同百十 同四十七・ 昭三十九・十総裁達五百四

営業関係職員の職制及び服務の基準

六同五)

目 次

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 駅従事員職制

第一節

職名及び職務内容(第七条)

第二節 指揮命令系統(第八条)

第三章 車掌所及び車掌区従事員職制

第一節 職名及び職務内容(第九条)

指揮命令系統(第十条)

附 則 第四章

服務の基準(第十一条―第十六条)

公共企業体の人事労務管理

第一章 総 則

第一条 この規程は、 駅区における各職の責任及び指揮命令系統を確立し、業務の円滑且つ能率的な運営を図るこ

とを目的とする。

第二条 この規程におけるおもな用語の意義は、次の通りとする。

(1) 「駅」とは、駅、営業所、操車場及び信号場という。

② 「駅区」とは、駅、車掌所及び車掌区をいう。

③ 「営業関係職員」とは、駅区に所属する職員をいう。

(4)合をいう。 「特に命ぜられた場合」とは、総局長(九州総局長を除く。以下同じ。)又は鉄道管理局長から命ぜられた場

(5) 「指定された業務」とは、駅区の長から指定された業務をいう。

「職務補助」とは、 本務者の指示によって、本務者の業務の遂行を助けることをいう。

(6)

(7)「職務代行」とは、本務者に代って、本務者の業務を行なうことをいう。

第三条 務すべき駅区における職の発令をするものとする。 総局長又は鉄道管理局長は、 所属する職員に対し、第二章及び第三章に定める職のうちから、 その者が勤

第四条 総局長又は鉄道管理局長は、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、他の現業機関の

職制に定める職をおくことができる。

第五条 る。 営業関係職員で、他の現業機関に助動を命ぜられた者は、助動先の現業機関の長の指揮下に入るものとす

第六条 総局長又は鉄道管理局長は、 別に定めるところにより、適任者に、当務駅長又は運転掛の業務の代行を命

ずることができる。

第一節 職名及び職

界色重要の残らながあった数等一節 職名及び職務内容

第七条 駅従事員の職名及びおもな職務内容は、次の通りとする。

営	庶	予	助	駅	7746
業	務	備			職
未	199 	助			
掛	掛	役	役	長	名
特に命ぜられた場合には、主としてその業務)の計画及び処理旅客掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛、運輸掛及び警備掛の指導並びにこれらの者の業務(業務の分担を旅客掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛、運輸掛及び警備掛の指導	特に命ぜられた場合には、庶務関係業務の総括出務表の整理、諸給与の仕出しその他の庶務経理事務金銭及び物品の受払及び保管	駅長、助役又は運転掛の職務代行	指定された業務の処理 駅長の補佐(業務の分担を特に命ぜられた場合には、主としてその業務の補佐)又は代理	駅の業務全般の管理及び運営	お も な 職 務 内 容

信	操	運	諸	重	運	配	貨	小	旅
号	車	転	機	機	輸	車	物	荷物	客
掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛
信号機、連動装置、閉そく器等の取扱及び整備	列車の組成並びに列車及び車両の入換	列車の発着及び閉そく器の取扱操車掛、信号掛及び構内掛の指導並びにこれらの者の業務の計画及び処理	特に命ぜられた場合には、もっぱら諸機械の検査及び修繕汽かんの取扱及び保守起重機その他の諸機械の操縦及び保守	起重機その他の諸機械の操縦及び保守に関する業務の計画及び運営並びに技術指導	特に命ぜられた場合には、駅長の代理旅客掛、小荷物掛、貨物掛及び配車掛の職務	その他これらに附帯する業務旅客車及び貨物車の記帳がの組成準備	貨物の取扱及びこれに附帯する業務	手荷物、小荷物等の取扱及びこれに附帯する業務	その他これらに附帯する業務旅客、荷主及び公衆の案内、駅構内の整備並びに遺失物の取扱験車券類の検査及び収集乗車券類の発売、受払及び保管

事労务章里	全業本			
踏切道の看守及びこれに附帯する業務	掛	保安	切	踏
その他の維務・小荷物掛及び貨物掛の職務補助・小荷物掛及び貨物掛の職務補助・資車の手押入換及び清掃・資車の手押入換及び清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	掛	扱		荷
特に指定された場合には、構内作業掛の職務・職務・職務・の他の建務・原務・財、が各掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛及び諸機掛の職務補助その他の建務を列車の給水及び清掃・大阪が開発のででは、資本のでは、資本のでは でいる はいい はいい はい は	掛	務・		駅
駅務掛及び荷扱掛の指導並びに駅務掛及び荷扱掛の職務	導掛	指	務	駅
構内の警戒及び取締 手荷物、小荷物及び貨物(以下これらを「荷物」という。) 防護及び積載車等の	掛	備		警
操車掛及び信号掛の職務補助車両の解結及びプレーキシューの取扱転でつ器の取扱及び整備	業 掛	作	内	構
操車掛及び信号掛の職務代行構内作業掛の指導及びその職務		内作業指導	内作	樽
操車及び信号掛の職務	掛	内	,	構
特に命ぜられた場合には、列車集中装置の取扱い及びこれに附帯する業務				

第二節 指揮命令系統

駅従事員の指揮命令系統は、次の図の通りとする。

第八条

長——助 役 重 |営 -踏切保安掛 連 虚 機 掛——諸 転 業 務 掛-掛 掛 | 僧 配 貨 構 運 旅 荷物 機 車 物 客 内 号 車 備 輸 掛 掛 掛— 掛ー 掛 掛 掛— 掛-掛 掛 — 構内作業掛 -駅務指導掛-丁駅 --荷 務 扱

掛掛

駅

駅長は、業務の実情に応じ、前項の指揮命令に関し、次の各号の措置をすることができる。 貨物掛をして諸機掛に所要の指示をさせること。 運転掛をして、旅客掛、配車掛、 警備掛及び踏切保安掛の、営業掛をして、諸機掛の指揮をさせること。

2

(2) (1)

第三章

車掌所及び車掌区従事員職制

二〇四

## 第一節 職名及びおもな職務内容

第九条

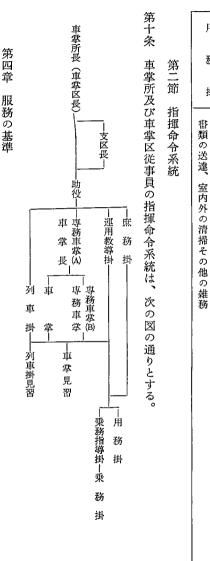
車掌所及び車掌区従事員の職名及びおもな職務内容は、次の通りとする。

		,	,				
	(車掌所に	運用教	庶 <b>務</b>	助	支区	車 掌 所	職
	限る。長	掛	掛	役	長	長長長	名
旅客の接遇、総合案内、座席の調整及び運用並びに車内用の乗車券類の販売列車内の秩序維持及び環境	専務車掌の職務車内業務に関する計画及び指示調整並びに業務指導	指定された場合には、車内用の乗車券類の整理乗務員の業務の計画及び指導乗務員の運用補助、乗務割の作成及び指定された場合には、乗務員の運用について助役の職務代行乗務員の運用補助、乗務割の作成及び指定された場合には、乗務員の運用について助役の職務代行	特に命ぜられた場合には、庶務関係業務の総括車内用の乗車券類の整理、諸給与の仕出しその他の庶務経理事務出務表の整理、諸給与の仕出しその他の庶務経理事務金銭及び物品の受払及び保管	指定された業務の処理 務についての補佐)又は代理 事事所長もしくは車掌区長又は支区長の補佐(業務の分担を特に命ぜられた場合には、主としてその業	支区の業務全般の管理及び運営	(車掌区の業務全般の管理及び運営)車掌所の業務全般の管理及び運営	おもな職務内容

公共企業体の人事労務管理

列	車	車	専	専	至 専	
	掌		務	務	車掌所に限る)	
車	見.		車	車	所に車	
	i .		掌	掌	限	橋 大
掛	習	掌	<b>®</b>	<b>A</b>	る 掌	学研
指定された者は車両検修掛の職務 利車の運転に関する業務 乗務検査業務	車掌の職務見習	列車及び車両の入換並びに指定された場合には、列車扱いに関する業務列車の運転に関する業務列車内の秩序維持及び列車内立売営業等の指導統絡の幾遇、案内及び整理並びに車内用の乗車券類の販売	列車の運転に関する業務が車内の秩序維持及び環境の保持並びに列車食堂営業等の指導が輸送業務の処理	専務車掌圏の職務車内業務に関する連絡、調整及び業務指導	列車の運転に関する業務荷物輸送業務の処理の保持並びに列車食堂営業等の指導	橋大学研究年報 社会学研究 18

掛 お類の送達、室内外の清掃その他の雑務 物品の運搬及び積卸し	務	用
積卸し及び整理並びに荷物業務に関する専務車等等の職務補助取扱い及びこれに附帯する業務	務	乗
<b>高は依子の姿晶、そりなどを里むどに依子を劣に見しらず劣はなのの成劣務掛の職務</b>	指導	乗務
習 列車掛の職務見習	掛見	列車



第十一条

営業関係職員は、日本国有鉄道職員服務規程(昭和二十四年六月総裁達第二十七号)の外、法規令達に

公共企業体の人事労務管理

従って、自己の本分を守り、 誠実に職務を遂行しなければならない。

この規程の定を遵守するのみでなく、積極的に業務の改善と成績の向上を図るように

努力しなければならない。

営業関係職員は、

に努め、その所属機関における業務の円滑な運営を期さなければならない。 営業関係職員は、第二章及び前章に定める職務内容に明示しない業務であっても、相協力してその達成

第十四条 営業関係職員であって、接客業務に従事する者は、特に服装の整正、容姿の清潔に心がけ、旅客及び荷

第十五条 営業関係職員であって、運転業務に従事する者は、特に人命尊重の精神に徹し、安全の確保に関する規

主との応対に際しては、言語及び態度に留意し、業務処理の正確且つ迅速を旨として、サービスの向上に努めな

ければならない。

駅区の長は、他の業務機関に所属する職員であっても、その構内等において作業に従事しているもの等

(昭和二十六年六月総裁達三百七号)を遵守して事故の防止に努めなければならない。

に対しては、必要に応じ、便宜を与え、又は相当の指示をするものとする。

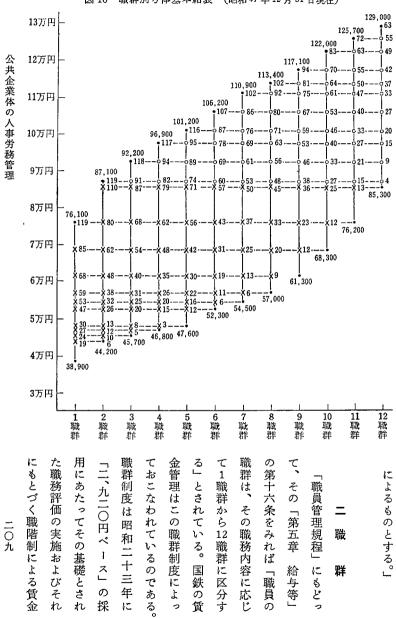
則

第十六条

この達は、 附 昭和三十七年七月一日から適用する。 則 (昭四十三・五・二十三総裁達七十七)

この達は、 昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、車掌所については、別に定める日まで、なお従前の例

図 10 職群別号俸基本給表 (昭和47年12月31日現在)



率の再編成が出発点になっており、 給与における職群によって連結されたのである。『日本国有鉄道賃金規程集』(昭和四十七年十二月三十一日現行、 通文化協力会発行)によって職群別賃金表をみれば図10のようにえがくことができる。すなわち、各職 群と も最上 そのさいの職務の十二類の分類が現在の職群となった。そして階梯職制と職務 交

限・最下限の基本給が定められており、その間に号俸制が採用されているのである。

各職群間の基本給でその最上限

たとえば10職群の最下限賃金率は9職群では一二号俸、8職群では二○号俸、7職群では二五号俸等々にあたるし、 ないし最下限の賃金率が他の職群の基本給とどういう関係にあるかについて図10では号俸で表現している。 すなわち、 ただし、

点線でつないだ賃金額は必ずしも等しくはない。 また1職群の最上限賃金率は2職群では八〇号俸、 いずれも比較基準となる最上限または最下限賃金額をうわまわる号 3 職群では六八号俸等々にあたることが示されている。

俸数が示されている。

あるということができる。 このように職群別賃金率といっても上下の幅がせまいわけではなく、公務員の等級別号俸制に類似した賃金制度で 看護婦、栄養士、 自動車運転士など入社前に技能を取得している人々の採用給の場合を除

外して、一般職員の採用給について『職員賃金基準規程』に従えば次のように定められている。なおこの規程で「一

般職員①基本給表」というのは1職群の基本給表という意味である。

「(採用給)

当する場合(技能取得者―注)を除き、

第十四条 職員に採用された者の採用時の基本給(以下「採用給」という。)は、次項から第八項までの 規程に該

その職について定められている最低号俸とする。

2 駅務掛、乗務掛、用務掛及び整備掛に採用する場合で、次の表に掲げる職務に従事するときの採用給は、それ

ぞれ同表に定めるところによる。

螯	色	用	乗	駅	職
纺	ŧ	務	務	務	
排	<b>I</b>	掛	掛	掛	名
工場及び自動車工場の職場に所属する者で、雑務以外の職務に従事する者	維務以外の職務に従事する者	雄務以外の職務に従事する者	荷扱の職務に従事する者	構内作業掛の職務を行なう者として特に指定された者	職務內容
一般職員(1)基本給表	一般職員(1)基本給表	一般職員()基本給表	一般職員(1)基本給表	一般職員(1)基本給表	適用基本給表
_ =	 九 号	_ =	 =	九号	号
묫	7	号	号	7	俸

8 旅客の取扱いに従事する者に限る。)の場合を除く。)に採用される場合の採用給は、次の各号に定めるところに 中学校卒業者が十八歳未満で、最低号俸が一般職員⑴基本給表の九号俸以上の職(営業係(自動車に乗務して

(1) 採用年度当初の四月一日における年齢により次の表に定める号俸とする。 よる。

十七元	1	十六歲	十五歳	年齢
一角联员门基本系统	裁員()基本合	一般職員(1)基本給表	一般職員(1)基本給表	適用基本給表
プラを		五号俸	一号俸	号俸

(2)俸を適用することができる。この場合の昇給所要期間の起算日については、第二十八条第四項の規定を準用す 前号の適用を受けた者が四月二日以降十八歳に到達した場合は、到達した日の翌月一日付でその職の最低号

### (学校卒業者採用給)

る。

第十五条 学校卒業者の採用給は、次の表に定めるところによる。

学校別は、	高 等 校		高等	短	大	学
学校教育法	船員に	一般職		校		
昭	採用す	職員に採用す	門	大		别
十二年	る者	る者	校	学	学	
和二十二年法律第二十六号)に定められた	船 員①基本給表	一般職員(1)基本給表	一角單貝(多名本系表	改し (3) まっ合	一般職員(3)基本給表	適用基本給表
たものによ	六号	四号	ナ を		一七号	号
る。	よる。降降			Ś	俸	俸

2 適用することができる。 前項の場合、職員が在職中に学校を卒業したときは、採用資格認定試験の合格者に限り、学校卒業者採用給を

(労務職採用給)

第十九条 する必要がある場合は、第十四条第一項、同条第二項又は第十五条(高等学校卒業者に限る。)に規定する採用 次の表に定める労務職に新たに採用された職員の採用給は、その職に必要な能力及び年齢によって決定

給に、その能力に応じ、同表の範囲内の号俸を加算したものを採用給とすることができる。

	エ	電	営	エ	軌	整備掛	燃	đ	踏	乗務	荷	聊
	場					<b>全</b>		h	切	掛		493
	輸	戾	林	事	道	務以外の	料		保	(荷扱の	扱	
	送					の職務の		橋	安	の職務の		ا
1	卦	掛	掛	掛	掛	の者)	掛	掛	掛	6者)	掛	4
						四						- -
						号						二十一歲以上二十五歲未濟
						俸						<u></u>
						以						一一一一
						内						湯
						八						=
						号						+
						俸						五歲
						以						T)
						内						Ŧ

表第1から別表第4」とは別表第1、一般職員、別表第2、動力車乗務員、別表第3、船員、 般職員について実施されるものであって『職員賃金基準規程』では次のように定めている。なお第二十四条で「別 下位職群から上位職群への上昇は「昇格」とよばれる。昇格の管理は、「定数制」によっておこなわれる。定数制は 別表第4、医療職員の

公共企業体の人事労務管理

基本給表の職をさしている。

「(定数)

第二十四条 のについては、 別表第1から別表第4までの職群及び最低号俸表に掲げる職のうち、職名が二以上の職群にわたるも 2職群及びその職名の最低の職群に属するものを除き、 職名別職群別の定数制とする。

に属するものを含むものとする。 工事局、 建築工事局、 電気工事局及び電気工事事務所にあっては、 職群別定数制とし、 管理職員及び最低の職群

2 次の各号に掲げる機関の定数は、 職員局長が通達する定数の範囲内で、 当該各号に掲げる者が定めるものとす

る。

(1)

総局及び総局の地方機関

総

局

長

- (2)新潟及び広島の各鉄道管理局並びにその地方機関 当該鉄道管理局長
- 所属長は、第一項に規定する職の定数を、 次の各号に定めるところにより運用するものとする。

3

- (1) 主席、研究員、寮長、配給所主任及び講師の各特定及び指定については、その定数の範囲内で相互に運用す
- (2) 主席、研究員、 主任 (物資部)、寮長及び講師の各11職群については、その定数の範囲内で相互に 運用 する
- (3) 課員、 研究員及び寮監の各7職群、 課員、研究員、 主任 (物資部)、寮監及び講師の各8職群並びに課員、

ことができる。

ることができる。

研究員、主任 (物資部)、寮長、 寮監及び講師の各9職群については、その定数の範囲内で相互に運用するこ

とができる。

(4)庶務掛及び事務掛の各4職群から9職群までについては、その定数の範囲内で相互に運用することができる。

(5)前各号に定める職以外については、 それぞれの職について定められた定数を他に運用することはできない。

ただし、同一業務機関内における同一職群の定数については、必要がある場合、所属長において職名間の相互

(定数の補充)

運用を行なうことができる。

第二十五条 前条の規定により定数を定められた職については、 きる。 ただし、上位の職群に欠員がある場合は、下位の職群において上位の欠員数を過員としてもつことができ 定数に欠員がある場合に限って補充することがで

七名までもつことができることになる。

る。

注)

たとえば、

定数が次のとおりで、

主席

(10職群)

が四名、

課員 (9職群)

が一四名の場合には、

課員 (8職群) は二

主 席 (10職群)

貝 (9職群)

課

(8職群)

員

二

五 Ŧ.

次の各号の1に該当する者で、 公共企業体の人事労務管理 勤務成績が良好なものについては、 当該各号に定める職務経歴年数に到達した

2

社会学研究

18

日の翌月の一日で、前項の規定にかかわらず4職群に昇格させることができる。ただし、現に、休職及び停職中

(1) 大学卒業者については、職員として採用後の職務経歴年数一年以上

の者は、復職又は停期期間満了の日の翌月一日で行なうことができる。

(2)

(3)中央鉄道学園研究課程第三科修了者については、修了後の職務経歴年数一年以上」

中央鉄道学園大学課程卒業者については、卒業後の職務経歴年数一年以上

名と定められた職名の場合に、主席(10職群)に一名、課員(9職群)に一名の欠員がある場合には、この合計二名 念のために第二十五条を注によって説明すれば主席(10職群)五名、課員(9職群)一五名、課員(8職群)二五

昇格はこの定数制で管理されるのであるが、労働組合との交渉の過程で多くの特例がつくられて現在に至っている。

で課員(8職群)の定数二五名をうわまわって二七名にすることができるという意味である。

まず1職群から2職群への昇格については次のように定められた。

「(2職群への昇格

中学校卒業者にあっては勤続年数五年以上で、かつ、勤務成績が良好なものについては、 とができる。 2職群に昇格させるこ

1職群の職のある者のうち、毎年十月一日において、高等学校卒業者にあっては勤続年数二年以上、

2 には適用しないものとする。 前項の規定は、 休職及び停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた者

- 3 第一項の勤続年数は、次の各号に定めるところにより計算するものとする。
- (1) 職員として在職した期間とし、採用の日に属する月から十月までの月数により計算する。この場合、 職員と

しての在職期間に中断期間があるときは、前後の期間を通算する。

(2)次の期間は、職員として在職した期間を含める。

退職手当支給事務基準規程(昭和四十二年三月職達第七号)第二十九条に規定する買収鉄道引継職員の当

該鉄道在職期間

.1 旧志免鉱業所等施設とともに国鉄に引き継がれた職員の軍属としての在職期間

ウ 国鉄との人事交流による国家公務員期間

試用員、試雇、試傭、見習雇、特別傭人、常勤嘱託及び準職員の期間」

また2職群から3職群への昇格については勤統年数一六年以上の職員について次のように定められている。

第二十六条 3職群に定める職名と同一職名の2職群の職にある者のうち、毎年十月一日において、勤続年数十六

「(3職群への昇格の特例)

年以上で、かつ、勤務成績が良好なものについては、その者の職務内容を勘案のうえ、3職群に昇格させること ができる、ただし、休職及び停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた

2 前項の勤続年数の計算については、次条第三項の規定を準用する。」

公共企業体の人事労務管理

二一七

昇格特例の中で最も重要とされているのは3職群から4職群への昇格である。 すなわち、 次の条文によれば、 勤続

年数二十四年以上または勤続年数十年以上で最低職群が3職群の職名の職員についての特例の設定である。 「(4職群への昇格の特例)

第二十五条の二 4職群に定める職名と同一職名の3職群の職にある者のうち、毎年十月一日において、 休職及び 次の各号

停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた者を除く。 の1に該当し、かつ、勤務成績が良好なものについては、 4職群に昇格させることができる。 ただし、

勤続年数十年以上で、 かつ、 最低職群が3職群以上にある職の職務経歴年数三年以上の者又は勤続年数二十

(2) 前号以外の者

勤続年数二十四年以上の者

四年以上の者

(1)

最低職群が 3職群の職

の者

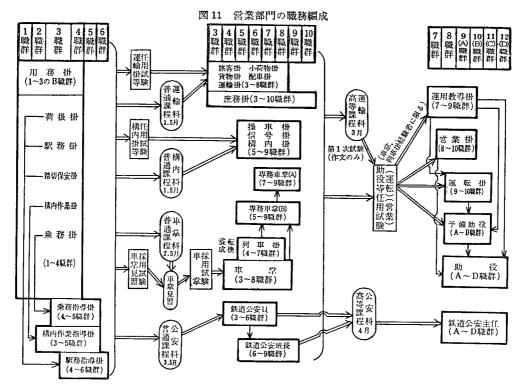
2 前項の勤続年数及び職務経歴年数は次の各号に定めるところにより計算するものとする。

- (1) 勤続年数については、第二十七条第三項の規定を準用する。
- (2)職務経歴年数については、最低職群が3職群以上の職に発令された日の属する月から十月まで」
- 年以上勤務するかぎり4職群までは自動的に昇格できることになっているといってよいであろう。 これらの特例は条文に明示されているように事実上の自動昇格を定めたものとみなされるので、国鉄職員は二十四

系	業					***		職				群				
.,.	業務機	職	名									A	В	С	D	指定職
統	機関			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	職
砂	駅	路梯警諸旅配駅庶信當運子助駅切內 客車務 号 運子助駅	掛掛 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	}		-	<b>→</b>	_	<b>&gt;</b>	->	•	<b>←</b> ← ← ← ←	> > >			>
業	車掌区	車車列専専運庶助区	章 掛 巨 章(B) 巨 章(A) 導掛 掛			<b>\</b>	<	<	>	<b>*</b>	->					<del>-</del>
	公安室管財	公 安 公安 班	貝 E 長 E,分室長 長	*		<b>*</b>				->		<b>∀</b> -	\		->	>

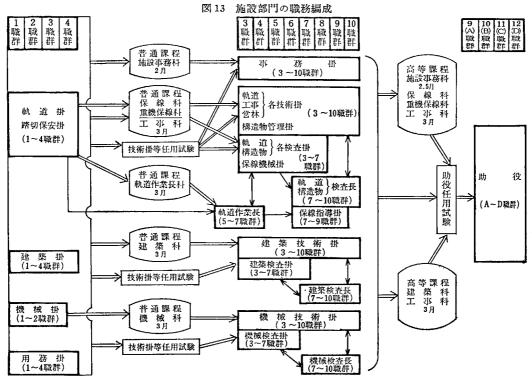
(注) ←……→ は管理(用) 俸給表適用者を示す。

			3 <u>2</u> 9	_		<u> </u>										
系	業務						職				群					
4-7-	機関	融 名		,					_		A	В	С	D	指定職	
統	判		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	職	_
運	機関区・気動車区	整備掛,燃料掛 整備指導掛,燃料指導掛 誘 導 掛 車 両檢修掛 車 両檢查掛 車 両檢查長 構 內 掛 事 務 掛 機関助士,電気機関助士 機関士,電気機関士,気動車運転士 助役,支区長	V		<b>* *</b>	→ ←	<b>←</b>	->	^ ^ \		<b>₩</b> -	^			>	橋大学研究年報 社会学研究 15
転	電車区	区 長 整備掛 整備指導掛 勝 車 両檢修掛 車 両檢修掛 車 両檢修掛 車 再 再 再 再 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基 基			<b>*</b>	^ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	₩	->	→ *		<b>←</b>	<b>∀</b> -			>	
	客 貨 車 区 運	整備指導掛車 面檢掛 車 面檢掛 事 面檢 事 掛 車 面檢 事 掛 車 面檢查 掛 車 面檢查 掛 車 面檢查 長 事 務 支 区 長	***		<b>*</b>	<b>→ → →</b>	· (4)	<b>&gt;</b>	h-1	>	>	→ → <	STP.	5世	>    関士	===0
	運転所	燃料掛,保号掛,列車掛, 運用教導掛				記職		茂 判	助日	⊏ <b>,</b> }	茂芪	IŤ,	Щ	风隙	<b>段工</b>	

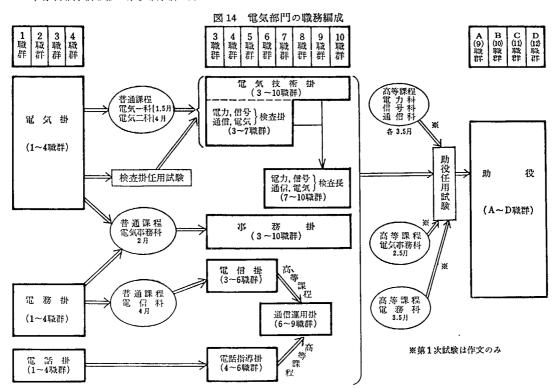


公共企業体の人事労務管理

図12 運転部門の職務編成 A B C D 職 職 職 職 群 群 群 群 5 6 7 8 9 10 職職職職職職職職 群群群群群群 1 2 3 4 5 6 7 職職職職職職職職職 群群群群群群群 4 5 6 7 職 職 職 職 群 群 群 群 4 職群 高等課程 2.5月 普 通 課 程 2月 運転事務科 2月 事 務 掛 (3~10) 普通課程 機関助士科 明 関士 高等課 普通課程 機関助士 見習 A認定 電気機関士 機関士科 助 電気機関助士 整備掛 電気機関士科 電車運転士  $(3 \sim 5)$ 役 電車運転士科 程科  $(7 \sim 10)$ 4月 等 (EL·EC5.75月) DL·DC5.75月) 任  $(A \sim D)$ 燃料掛 車両検修掛 用 車両検査掛  $(4 \sim 7)$ 普車 高検  $(7 \sim 10)$ 活 等課 通阿 普通課程 3.5月 験 程科 転換養成 車両検査科 車両検査長 車両掛  $(1 \sim 4)$ 3.75月 (9~10)  $(3 \sim 4)$ 車両検査掛等 任用試験 高等課程1.25月 車両検査長科1.25月 運用教導掛 車両掛任用試験  $(7 \sim 9)$ 列車 俳  $(4 \sim 7)$ 整備指導掛 燃料指導掛  $(4 \sim 6)$ 構内掛・信号掛 構內掛等任用試験 (5~9) 誘導掛(3~7)



公共企業体の人事労務管理



# 以上のことがらを前提とした上で表8に示した職名を職群に展開してみ

Ξ

職名と職群

以上のような径路をへた上で、 階梯職制、 職 群 職名によって職業部門 K 'n お ば表りの ける国 |鉄の غ お b É なる。

務編成のほぼ全容をまとめあげることができる。 図11は営業部門、 図 12 は運転部門、 図 13 は施設部門、 人事管理の骨格としての職 図14は電気部

#### 正 職 名 長 役 係 ※営業管理係 ※輸送管理係 転 主 任 客 旅 掛 荷物 掛 小 営 業 係 货 掛 × 物 運 輸 掛 昝 備 掛 輸 送 係 配 車 掛 操 車 掛 運 係 信 묵 掛 構 内 掛 動車運転係 諸 機 掛 運輸指導係 駅務指導掛 構内指導係 構内作業指導掛 構 内 係 構内作業掛 駅 務 掛 運 輸 係 荷 扱 掛 踏切保安掛 交通保安係 (廃 止) 重 機 掛 専務車掌(A) 車 掌 長 専務車掌(B) 専 務 車 裳 乗務指導掛 車 掌 補 掛 務 乗 務 掛 乗

橋大学研究年報 社会学研究

門における職務編成の要約である。

て国鉄の長い伝統であった て検討をおこなった。 なお、 前述の職名は営業部門について昭和四十八年八月以降に別表のように改定されたが、 現在ではこの別 掛」 の名称が消滅したことになる。 表の職名が使用されているので注意しておいていただきたい。 本稿では旧 この移行によっ 職名によっ

第五節 管理職の 制度

#### 管理職の定義

画 名がない。 六五ページ)にもどってみると、 関係にあるといえるのであって冒頭の考え方を立証している。また、実さいにも明白な例がある。 輪掛について「特に命ぜられた場合には駅長の代務」と記されているし、「労務職」である構内作業指導掛についても 梯職制はそういう意味をもっているといえる。 構内作業掛の指導及びその職務」と定められている。一言でいえば上位の職名は直接の下位の職名を指揮監督する 国鉄では一人の部下がいてもそれを指揮監督する立場の者はすべて管理者であるという考え方がある。 が 荷物の積みおろし作業をしているのであって、 それは豊橋駅の小荷物の業務は日本交通観光社に業務委託しており、徹夜一一名、 助役(小荷物)―営業掛―小荷物掛という組織系統があるが、 例えば第四節の職名および職務内容の規定をみれば 小荷物掛はフロ ント・ サー ・ビス、 事故処理、 日勤四名 小荷物掛 図7の豊 ¤ 「掛職」 ッ カ (いずれも出 の下に 実さい、 1 -管理 である運 橋 駅 は職 に従 階

事している。

そして営業掛が管理するのであるが、

小荷物掛もまた監督の役割をしているのである。

別である。国鉄では伝統的に助役の制度を階層として現業管理の線としてきたのであって管理職の制度とは助役制度 だが、このような考え方は管理の機能面については正しいといえるのだが、職制上の管理職という制度については

日、総裁達第百五十九号、 から始まるといえるのである。 昭和四十六年十二月二十日改定まで)であたえられている。管理職員管理規程をかかげれ すなわち、国鉄における管理職の定義は「管理職員管理規程」(昭和三十九年四 月

ば次のとおりである。

ように定める。 「管理職員の管理を合理的に行ない、 もって経営能率の向上をはかることを目的として、管理職員管理規程を次の

(適用範囲)

第一条 よる。 管理職員の範囲、 職群、 定数、 給与、 俸給の審査等に関する業務については、この規定の定めるところに

この規定に定めていない事項については、別に定めるものによる。

2

往 別に定めるもののおもなものは、 次のとおりである。

俸給審查委員会規程

規

程

名

関

係 事 項

職員管理規程(昭和三十九年四月総裁達第百五十七号) (昭和四十年十一月総裁達第六百七号) 俸給審査委員会の構成、

勤務、 教育、賞罰等

(管理職員の範囲)

公共企業体の人事労務管理

一橋大学研究年報 社会学研究 18

基づき、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を定めた告示 管理職員の範囲は、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四条第二項の規定に (昭和四

総裁達第百五十八号)第四条に規定する指定職員等を除いた者とする。 十年八月公共企業体等労働委員会告示第一号)に定められた者のうち、指定職員等管理規程(昭和三十九年四月

(給与の種別)

第三条 及び退職手当とする。 勤務手当、割増給与、 管理職員の給与は、俸給、 休職者給与、年次有給休暇日の給与、通勤手当、近代化特別手当、期末手当、寒冷地手当 管理職調整額、 職務手当、扶養手当、 都市手当、住宅手当、管理職手当、 特殊

第四条 管理職員は、 その職務内容に応じて、A職群からD職群まで及び3職群から12職群までに区分する。

第四条の二 管理職員のうち、 A職群からD職群までに格付けされた者は、 副参事補の呼称を附与する。ただし、

船舶管理職員を除く。

第五条 俸給の号俸及び金額は、 別表第1から別表第4までに掲げるとおりとし、その額は月額とする。

給

(扶養手当)

第六条 扶養手当は、職員管理規程(昭和三十九年四月総裁達第百五十七号)第十八条の規定を準用する。

(都书手当

第七条 都市手当の月額は、別表第5から別表第8までに掲げるとおりとする。

前項の都市手当は、その者の俸給の号俸と管理職員給与基準規程に定める級地区分に対応する額とする。

(近代化特別手当)

第七条の二 近代化特別手当は、 職員管理規程に基づく近代化に特別手当基準規程の定めを準用して支給するもの

とする。

(通勤手当)

第八条 通勤手当は、 職員管理規程に基づく通勤手当支給基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(退職手当)

第九条 退職手当は、 職員管理規程に基づく退職手当支給事務基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(俸給の審査)

第十条 管理職員は、自己の俸給の決定に対し異議のある場合は、審査を請求することができる。

2 前項の審議の申立てに対する採否は、俸給審査委員会が決定する。

(総裁の決定事項)

**勇十一条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。** 

公共企業体の人事労務管理

- (1) 管理職員の職群別職名及び職群別総定数
- (2)管理職員の給与に関する次に掲げる事項
- 職名最低号俸
- ィ 俸給の調整に関する基本事項

ゥ

期末手当及び寒冷手当の支給範囲及び支給額

- ェ 昇給資金の総額

アからエまでに掲げるもののほか、

給与に関する基本事項

(権限の委任)

才

(1)

管理職員の本社、本社附属機関及び地方機関

(駐在理事室を含む。以下同じ。) 別の職群別定数

- 第十二条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が決定する。
- (2)管理職手当の支給額別及び地方機関別の定数
- (3)管理職調整額に係る業務機関の指定
- 第十三条 (1)管理職員給与基準規程(管理職員の給与及び俸給の調整方に関する基準) 職員局長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。
- (2)管理職員俸給審査基準規程 (管理職員の俸給の審査の範囲及び異議の申立ての手続に関する基準)
- 前項の第一号の基準規程は、第十一条の規定により総裁が決定したところに基づき、制定するものとする。」

2

この規程の第二条にもとづいた管理職の範囲を大阪鉄道管理局についてみれば次のとおりである。

「1)鉄道管理局

代理人 局長 は経理担当の係主席 部長 運動考查員 駐在運輸長 労務監査員 労働関係事務担当の係員 課長 室長 施設監査員 補佐 物資部長 出納役 鉄道公安職員 契約審査役 物資部事業所長 守衛 指導員 衛生試験室長 局長秘書 セン 人事、労務、 ター所長 、文書又 訴訟

(2) 鉄道学園

学園長 教頭 学務主事 課長 科長 指導員 補佐 人事、 労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務

鉄道病院、鉄道診療所、保健管理所

(3)

担当の係員

守衛

事務長 副院長 課長補佐 医長 看護婦養成所長 副医長 所長 総婦長 保健管理部長 看護婦長 副長 人事、 室長 労務、 分室長 (大阪駅前分室) 文書又は経理担当の係主席 薬剤長 労働関係事 副薬剤長

務担当の係員 守衛

(4) (貨物掛、信号掛等であって予備助役を兼務している者を除く) 駅 鉄道公安職員 操車場 信号場 区 鉄道公安室 管理所 運転所 駅長 分区長 区長 室長 人事、労務、文書又は経理担当の掛 所長 支区長 助役 予備助役

(5) 印刷揚、材修場、電修場

日 舟 孝 | 本 作 表 一 智 作 表

揚長 助役 守衛

すなわち、 現業部門では駅長、 区長、 助役、予備助役が非組合員=管理者の大筋となっているのである。

### 現場管理職の権限

規程に由来している。この規定は各局共通であるので関係条文を引用してみよう。 局以上の管理職を除いて、現業部門の管理職について考えてみると、現業管理職の管理権限は管理局が定める組織

「第二章 権限事項

第一節

局長専決施行事項

(局長専決施行事項)

第五条 及び運営に関する事項を専決施行する。 局長は、 別に定めるところにより本社及び支社の権限として留保された権限事項を除いて、 管理局の管理

(専決施行事項の委任)

第六条 できる事項の一部を制限することができる。 局長は、 その専決施行に属する事項の一部を各部長及び現場機関の長に専決施行させ、又はその専決施行 ただし、組織に関する規程に規定する事項については、再委任しな

いっ

第二節 部長委任事項

(部長専決事項)

第七条 各部長において専決施行できる事項は、 別表第1に掲げるとおりとする。

各部長は、その専決施行に属する事項であっても、重要又は異例な事項にあっては、局長の決裁をうけなけれ

ばならない。

(個別委任)

第八条 各部長は、その専決施行に属する事項であっても、部長において必要と認める事項については、個々に現

場機関の長に対し専決施行の委任をすることができる。

第四節 現場長委任事項

(現場長専決事項)

第十条 現場機関の長において専決施行できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

各現場機関の長は、その専決施行に属する事項であっても、重要又は異例な事項については、局長の指示をう

けなければならない。

(報告事項)

第十一条 各現場機関の長は、別表第2の専決事項のうち、第9項に規定する事項にあっては、 局長に報告しなけ

ればならない。

公共企業体の人事労務管理

別表第2

(第十条)

1 = =

現場長委任事項

1 各現場長共通事項

(1) 現場長が局管内の出張をすること。

(2)(注) 「服務上の措置」とは、内国出張を命ずること、超過勤務を命ずること、職務に関して部外者からの金銭物品等の 受 領を許否すること、他の委員になることを許否することなど、日本国有鉄道法、職員服務規程、日本国有鉄道職員動務及 部下職員(準職員を含む、以下同じ。)に対して服務上の措置をすること。

(3)部下職員の勤務割及び乗務割の指定をすること。

び休暇規程等に基づく命令、許認否その他の措置をいう。

(4) 部下職員の勤務指定を行なうこと。ただし、次の場合を除く。

7 次の各職の勤務指定

検査掛、 機械檢查長、庶務掛、事務掛、用品掛、技術掛、工事技術掛、建築技術掛、機械技術掛、機械檢查掛、 助役、予備助役、掛主任、運転掛、営業掛、支区長、公安主任、軌道検査長、 構造物検査掛、 構造物管理掛、 建築検査掛、保線機械掛、保線指導掛、電気技術掛、医員、薬剤員、 構造物検査長、 建築検査長 軌道

事務主任

ィ 職群の異なる職種間の勤務指定

ゥ 職員任用基準規程に定められている職の異動

踏切保安掛、 構内作業掛、 保線機械掛、 軌道掛、 工事掛、 建築掛、電気掛

注 1 ે ે 「勤務指定」とは、同一勤務箇所内(管理駅、被管理駅間及び本、支区間を含む。)における勤務地及び異動をい

2 「職群」とは、職員賃金規程(以下「賃金規程」という。)第八条第二号別表第1 一般職員職群及び最低号俸表、

程第二条第二号別表第1 同別表第2 動力車乗務員職群及び最低号俸表、同別表第4 管理職(甲)職群及び最低号俸表、同表第2管理職(乙)職群及び最低号俸表に定める 医療職員職群及び最低号俸表、管理職員給与基準規

3 「各種従事員採用規程」とは、次のものをいう。

ものをいう。

- (1) 乗客掛及び警備掛採用規程(昭和二十一年三月達第百九十五号)
- ② 駅構内従事員採用規定(昭和二十四年一月達第四十八号)
- ③ 事掌区從事員採用規程(昭和二十三年十月達第五百四十一号)
- (4) 電信掛採用規程(昭和二十二年八月達第四百五十五号)
- 3) 录文朴采用見呈(召印广九年三月萬百二十七子)(5) 運転関係職員採用規程(昭和三十一年十二月総裁達第八百三十五号)
- (6) 保安掛採用規程(昭和十九年三月第百二十七号)
- (7) 電気従事員採用規程(昭和十三年五月達第三百六十一号)
- |8|| 通信機掛採用規に関する件(昭和十一年五月鉄秘第二千二百四十八号)

- 無線掛の採用について(昭和二十一年七月鉄職給第八十三号)
- (5) 部下職員の昇給査定を行なうこと。ただし、次のものを除く。

助役、支区長、予備助役、掛主任、運転掛、営業掛、公安主任

- (6) 基準人員の範囲内における工事経費及び鉄道経費相互の費途変更をすること。
- (7)部下職員の履歴(学歴に限る。)の追加及び戸籍の異動について審査決定をすること。
- (8)文区長が傷病その他の理由により一○日以上不在の場合に、その臨時代理を命ずること。
- (9)扶養手当支給親族の資格取得(配偶者及び子の場合に限る。)及び喪失の認定をすること。

(10)賞を行なうこと。 東京西鉄道管理局行賞基準規程(昭和四十四年三月東京西管達第三十一号)に基づく一人五〇〇円以内の褒

- (11)部下職員について、賃金規程第二百二十八条の出張中の勤務の認定をすること。
- (12)部下職員について、賃金規程第二百三十一条の私傷病による欠勤を必要とする日又は時間の認定を行なうこ

کے

- (13)自駅区内の施設、 車両等の見学、撮影、放送、録音行為について認否すること。ただし、刊行物関係を除く。
- (14)部下職員が就業中公務によらないで負傷、発病又は死亡した場合、応急処置料を支給すること。
- (15) 部下職員が公務で重傷、又は殉職した場合に重傷見舞金又は弔慰金を支給すること。
- 注 重傷見舞金又は弔慰金の支給方については、東京西鉄道管理局援護及び見舞金等贈与基準規程 (昭和四十四年三月東

(6) 非常災害見舞金を支給すること。

(17) 災害又は事故等の際に、所要物品の購入又は借入れ、現品まかない、人夫の雇入れ、

自動車の借入れ、建物

借入れ、医師の診療等臨機の措置をすること。

(18) 調度用品の修理洗たくをすること。ただし、修理にあっては一五、○○○円を限度とする。

19 運搬の契約をすること。

20 試用員及び臨時雇用員と雇用契約をすること。

(21)一件一〇万円以内で機械器具その他決算品 (調度用品を除く。)の修繕をすること。

一件三、〇〇〇円以内の一時限り土地、建物及び物件を借り入れること。

24 写真撮影の経費を支出すること。

(23) (22)

じんあい及び汚物の処分契約をすること。

(25)鉄道営業法違反事件その他業務上の被害事件について告訴告発をすること。

四 本項及び以下各項中、予算を伴うものは、内示予算内に限る。

所有自動車の登録及び検査等に要する手数料を支払うこと。

(26)

⑴ 共用使用駅及び接続駅における各種の作業協定を締結すること。2 駅 長

公共企業体の人事労務管理

二三七

- (2)携帯品一時預りの受付制限又は停止をすること。
- (3) 郵便物運搬車及び荷物運搬車の使用を認否すること。
- (4) 災害又は事故の際、旅客、荷物及び貨物に対する応急措置をすること。
- ア 営業時間の指定又は変更(構内公衆営業を除く。)の認否

旅客構内営業について次の事項を措置すること。

(5)

- ゥ 構内客運送営業の使用車種、形式、車両番号等の変更の認否 一時限りの休業及び接客従事員数の変更(催物等のため旅客がふくそうする場合に限る。)の認否

ィ

ェ

弁当箱等の容器の意匠、

図案等の選定

- (6)自駅限りの駅ポスター及び駅額面の掲出を認否すること。
- 7 駅構内における送迎門、天幕、日おおい、風よけ等の仮設

(7)

関係現場長と協議のうえ、

次の事項を認否すること。

機関区長、電車区長及び客貨車区長

郵便柱箱、同封箱の設置

1

- 4
- **(1)** 一件一〇万円以内の工事用品 (決算品) 及び自動車の修繕をすること。
- (2)客車の特別使用休止及び解除の決定をすること。
- (客貨車区長に限る。)」

指示される事項に対して駅長、区長が実行しなければならないときに駅長、区長を補佐するという役割をもつことに 場長である駅長、 されている。 共通事項以外は駅長、 先にみたとおり、 区長に変化された事項について駅員、区長を補佐または代役すると共に、これらとは別に局長から 機関区長等の二つについて引用するに止める。その他の区長の特定権限も引用文以下に列記 助役は駅長、区長の補佐または代役という職務であるから、 引用条文にもとづいて現

なる。

明瞭にみられるのであって、国鉄の現場管理者の管理権限上の性格はこのようなものであることを銘記しておく必要 督職位の専決権限に等しいといってよい。 も勤務指定については倒で多くの場合が除外されており、委任事項全体を要約すれば、民間企業ではほとんど作業監 あたえられていない。現場長委任事項の大半は勤務割、 るのかないのかをうたがわせるほどである。 く貧弱であることが目につく。現場長には予算立案権もなければ執行権もない。そもそも国鉄の現場に予算制度があ ところで別表第2に列記された現場長委任事項を検討してみると、リストの長さと対照的にその内容がいちじるし 第二章第一節で中央集権制について述べたのであるが、 たとえば物品の修理費は記載されているが、新規物品の購入費支出権 昇給査定等々の作業管理・監督に関するものであって、 その性格がここで それ は

## 三 現業管理職への道

があろう。

現業管理の任用は本社・地方採用の大卒職員の場合を除いて登用制度にもとづいておこなわれる。 営業部門にお

公共企業体の人事労務管理

け

二四〇

る助役運転掛、 営業掛(主任)の採用規程を次に引用する。

「助役運転掛採用規程(昭和二十八年一月二十三日、静達甲十二、改正昭四十・十・四、 静達甲百三十三まで)

(採用資格)

第一条 駅、車掌区の助役、 運転掛及び予備助役は、 次の各号の一つに該当するものから選考により採用する。

- (1) 車掌区の助役、運転掛及び予備助役以上の経歴を有する者
- (3)局長が特に認めた者

(2)

この採用規程による試験合格者

(採用試験)

第二条 助役、 運転掛採用試験(以下「試験」という。)は必要の都度行なう。

(受験資格)

第三条 受験を許可する者は、

次の各号の資格をそなえた者で、別紙様式により箇所長が推薦したものでなければ

ならない。

- (1) 操行善良、 思想堅実、 勤務成績良好であって、統禦の才幹を有する者
- (2)最近健康診断の結果、 一般状態乙種、 視器乙種、聴器甲種以上の者
- (3) 勤続一○年以上で、次に該当する者。ただし、大学(旧制専門学校を含む。)卒業者は四年以上、中央 鉄道

(鉄道教習所専門部門部業務科及び同管理科を含む。) 卒業者は六年以上、

鉄道学園高等

学園大学課程業務科

課程運輸科及び同公安科修了者は八年以上とすることができる。

才 「第八条別表」という。)に定める職群3以上の職務経歴が三年以上の者、ただし、 車掌区、電務区職員にあって職員賃金基準規程(昭和四十二年二月職達第二号)第八条別表 構内作業掛、 駅務指 (以下

駅務掛、荷扱掛踏切保安掛、乗務指導掛、乗務掛、用務掛及び電務掛の各職を除く。

ㅁ 鉄道公安職員にあっては第八条別表及び管理職員給与基準規程(昭和四十二年二月総秘達第六号)第二条

別表 (以下「第二条別表」という。)に定める職群3以上の職務経歴三年以上の者

上の職務経歴が三年以上の者 その他の業務機関の職員にあっては第八条別表及び第二条別表に定める職群5以上の職にあって職群3以

### (試験方法)

第四条 試験は、筆記試験と口述試験とし、口述試験は筆記試験合格者に対して行なう。ただし、前条第三号ただ

し書該当者に対しては筆記試験を省略することができる。

運転考査の未了者に対しては、口述試験の際運転考査を行なう。

(試験科目)

2

第五条 必要科目、 筆記試験は、作文、常識一般 (労働を含む。)、運転、 その他は選択科目として一科目を選択する。 庶務経理、旅客及び貨物として、作文、社会、運転

は 口述試験は、 鉄道常識及び、 般常識について試問を行なう。

2

養 成

第六条 試験の合格者は、必要に応じて鉄道学園の助役運転科講習会に入会させる。

講習会の期間及び科目は別に定める。」

「営業掛(主任)採用規程(昭和三十四年九月十七日、静達甲百四十三、改正昭四十・十・四、静達甲百三十三ま

(注)

第一条 駅の営業掛(主任)(以下「掛主任」という。)は、次の各号の一つに該当する者から選考により採用する。 掛主任とは営業掛のうち主任に指定されているもの、又は旅客、小荷物、貨物、配車等の担当助役をいう。

(1) 営業系統の助役、運転掛、予備助役及び掛主任以上の経歴を有する者

- (2)第二条に定める掛主任採用試験合格者
- (3) 助役、運転掛採用試験合格者
- (4)局長が特に認めた者
- 第二条 掛主任採用試験(以下「試験」という。)は次により施行する。
- (1)受験資格

受験を許可する者は、次の各号の資格をそなえた者で、別記様式により箇所長が推薦した者でなければなら

ない。

1 操行善良、思想堅実及び勤務成績良好の者

п 勤続一○年以上の者で、職員賃金基準規程 (昭和四十二年二月職達第二号)第八条別表に定める駅、車掌

区、電務区所属の3職群以上の職にある者及び鉄道公安職員で、 3 職群以上の職務経歴が三年以上の者。た

各職は除く。 大学課程(鉄道教習所専門部業務科及び同管理科を含む。)卒業者六年以上、鉄道学園高等課程運輸科、 なお、 勤続年数については、大学(旧制専門学校を含む。)卒業者は四年以上、中央鉄道学園

だし、構内作業掛、

駅務指導掛、

駅務掛、

荷扱掛、踏切保安掛、

乘務指導掛、

乘務掛、

用務掛及び電務掛

の

同

公安科修了者は八年以上とすることができる。

(2)試験施行方法

試験は次により必要に応じて施行する。

1 試験は筆記試験と口述試験とし、 口述試験は筆記試験合格者に対して行なう。

p ることができる。 筆記試験は次の科目について行なう。 ただし、 第一号の口のただし書該当者に対しては筆記試験を省略す

作文

(旅客、貨物) 一二〇分 常識一般(労働関係を含む。)

六〇分 六〇分

(注) 規程は旅客、 貨物のいづれかを選択する。」

この規程をみれば、すでに前節で明らかなように、階梯職制のもとで、いわゆる「掛職」(中間職) からの受験

橋大学研究年報

二四四

みが可能であって、労務職からのとびこし受験はできない。この規程にもとづいて鉄道管理局は管理局報 って任用試験施行の通達をおこなう。この通達の内容は任用規程よりも具体的であることはいうまでもない。ここで (甲) にょ

(甲)第百五十八号に発表された運輸系統助役等任用試験の通達内

容を一例として掲載しておこう。

は昭和四十七年十月七日発行の静岡鉄道管理局報

) 医引线鼠 「運輸系統助役等任用試験

(1) 任用職種

駅または車掌区の助役、予備助役、運転掛

(2) 受験資格

ァ

次のア、イ及びウの資格を有するもので、各長が管理者として適任であると認めた者

駅、車掌区、鉄首公安室に在職する職員については掛職の経歴三年以上、その他の業務機関に在職する職員

は 5 職群以上の者で掛職経歴三年以上の者

注 「掛職」は、 職員賃金基準規程第八条別表に規定する職名中、最低職群が3職群以上の職名をいう。

ただし、構内作業指導掛、駅務指導掛、乗務指導掛、機関助士、電気機関助士、自動車運転士を除く。

程 (正規)修了者は勤続の制限はしない。

十一月一日現在、勤続一〇年以上の者、ただし、地方採用職員(大学及び大学課程卒業者)及び学園高等課

ィ

(注) 勤務期間には試用員及び準職員期間を通算する。

ゥ 運転関係適正考査に合格している者

(3) 試験方法

7 第一次試験 (筆記)

**(7)** 期日及び場所

十一月十四日(火)時間及び場所はおって通知する。

(1) 科目及び時間

作

文

部内一般及び旅客貨物 九〇分

九〇分 六〇分

第二次試験 (面接)

運

転

イ

(T) 第一次試験合格者に対して行なう。

期日、揚所はおって通知する。

ゥ 試験の一部免除

**(1)** 

地方採用職員及び学園高等課程(正規)修了者は、第一次試験(筆記)の部内一般及び旅客貨物並びに運転

を免除する。」

公共企業体の人事労務管理

二四五

橋大学研究年報

表 10

は 昭

和四十七年度におこなわれた静岡鉄道管理局

		力役等	任用	試験	の結果		-
100	試	験	2	名	資格 者数	受験 者数	合格 者数
E	喻系統	助役等	9任用	试験	2,676	101	38
\$	業担	千任	用試	験	1,495	44	20
į	運	転	事	務	59	7	4
7		料料	技	術	1,861	34	14
1	施	設	事	務	51	19	5
	<i>J</i> 18	权	技	術	136	32	12
	Æ	気	事	務	31	19	5
	地 汉		技	術	236	41	19

静岡鉄道管理局

昭和 47 年度

表 10

選 | 営 |技術系統助役等任用試験|

三節でみたように国鉄の労使関係は現場部門にまでしっかりとおりており、 困 日常不断に労働組合ないし組合員としての折衝の当事者になる。 の場合の得点をみてもわかるのであって、 かしい。このことは、たとえば前掲の表8の東京西鉄道管理局の助役試験 の要素が作用しているとおもわれる。 実さいの受験者は非常に少なく、また合格者も少ない。 「難である。 結果を示したものである。 第二に、 国鉄の現場の労使関係において助役は管理 採用規程による受験資格者は非常に多い 第一に、 かなりの努力家でないと合格 助役試験自体が この関係には種 かなりむず 一職として 第一章第 が が k

られる。 合や無人化、 でおり、 に合格しても即時に管理に任用されず、 紛争がたえない それにともなって過去の管理職員の数の堆積が厚く、さらに近代化・合理化計画の進展によって駅、 業務委託化が激しくおこなわれ、 ので管理職に対する魅力がとぼしい。 現職ない 管理職の配置箇所が急減していることがあげられ、そのために、 し運転掛、 第三に、 営業掛として滞留しなければならないということがあ 図15でみるように国鉄では職員の高齢化 が極度に

区の統 試験

げ

進

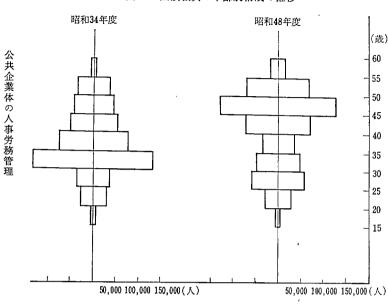
 $\bar{k}$ 

助役試験合格者の滞留

ĮΨ

の助役等任用試

図15 国鉄職員の年齢別構成の推移



格しても任用されないで現職にとどまるということに

ると労働組合としての立場は微妙になる。

労使関係が険

比率がきわめて少ないことが

ゎ か

る。

心に合

っても任用されない人々がおり、

年以内に任用される 助役採用試験

業掛、

運動技術系統でとくに多数であって合格後四年

なわな

か

た年度である。

未任用の状況は運輸系統、

営 ح

図

16で年度によって空欄となっているのは試験をお

管理局 況 う状況は鉄道管理 を図16でみることができる。 助役採用試験に合格しながら助役に任用されない を例にとれ ば昭 一局の 和 共通の問題である。 四十七年度末までその未任用 ま 静岡鉄道 とい

さきに大鉄局 してただちに任用される職務は営業掛、 悪な場合にはこのような合格者は れらの職務は非組合員ではない。 つかわれることになりかねない。 の非組合員認 定の範囲についてみたとおり、 「敵側」 そこで図17でみるよ また助役試験に合格 運転掛であるが の 人間 として

あ

二四七

図 16 助役試験等合格者年度別未任用状況

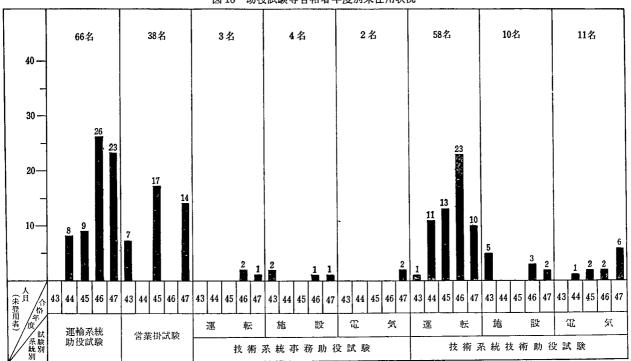
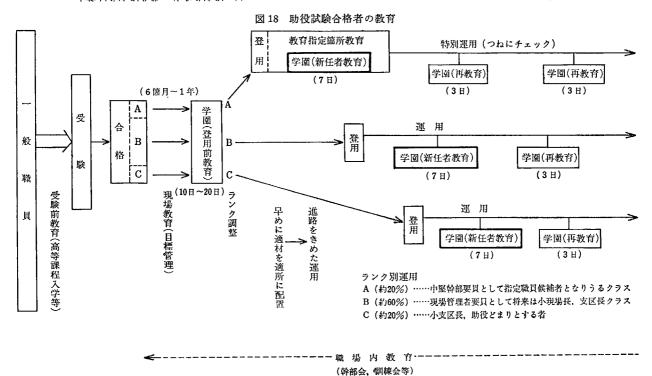


図 17 営業系統 昭和 47 年度末異動における昇職人員と昇職までの平均滞留期間

		<del></del> _		-	7	_	,	·					_	0 71	,,,,		C 71	,,,,				10 EH 29.	• 1 •
助役試験			47 46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	30	5 35	34	33	32	31	30	29	28	昇職	=-
経過	年 多	数	1	2	3 4	4	5 6	7	8	3 !	9 1	0	11	12	3 1	4	15	16 1	7 1	.8	19	人員	記事
業務助役 (41.4歳)	滞留年 試験合格 用までの	後任	(3)	(4)			(1)						_									12	試験合格から任用ま の期間
営業掛 (46.9歳)	滞留年 試験合格 用までの	後任期間	(2) (1)			4) (	(1)											•				8	試験合格から任用ま の期間
運 転 掛 (42.2歳)	滞留年試験合格用までの	後任		940	3.		) (2)	5.10 (2)	)年		•						•					6	試験合格又は兼務助行から任用までの期間
予備助役 (45.5歳)	滞留年試験合格用までの	後任			3.	1年		(3)	(3) (	(1)	8.1	11年	:	,								9	兼務助役又は運転掛 ら任用までの期間
助 役(47.5歳)	滞留年試験合格用までの	後任			3	3.75		(5)	(6)	(4)	(4)				12.6	年						20	営業掛又は予備助役; ら任用までの期間
駅 長 (51.1歳)	滞留年試験合格用までの	後任	(1)		(4)	ge <sup>2</sup> e ge	5			(3)	-			-	-					] 18	.1年	18	上級管理者試験合格: ら任用までの期間

(注) 昭48.4.1 現在の各職名ごとの平均年齢を示す。



うに非組合員としての予備助役に任用されるまで助役試験合格の平均約九年間を組合員のままですごすことになる。 営業掛は 「赤帽」をかぶり、「準管理者」とされて管理職に類似の業務を遂行するのでは ある が、 組合員に

とどまることによって労使関係の上で非常に困難な立場に立たされることがおきうる。

て図18に示すとおりである。 そこである鉄道管理局では次のような施策をとり初めた。すなわち、 すなわち、合格者の中でほぼ二〇パーセントと予想されるAランクの合格者を学園教育 助役採用試験の合格者のランク別運用 であっ

所の選定にあたっては、 れてしまわないように配慮されていることがこの運用基準によって明らかであろう。 のちにまず最初に登用し教育指定箇所教育をおこなう。教育指定者教育とは現場に教育指定箇所をつくる。 その具体的運用基準は図19のように構想されている。 大きな職場ですぐれた管理者がおり、 とくにAランク合格者は現場で労使紛争によってつぶさ 管理職教育が十分におこなわれることを重点に この箇 おいて

### 五 現業管理者の特色

現場部門の管理者の学歴を静岡鉄道管理局を例にとって表11に示す。

表11の傾向は他の鉄道管理局の場合と共通

教習所卒業者は高等部 学校令による高等小学校卒業者であるといってよい。この学歴者が全体の五六・一パーセントを占めている。 は以前の学校令による場合が多い。 表11で駅・区・所長、 普通部等の合計で二七一名と合計一、三四三名の中で二〇・二パーセントを占めてい 助役、 予備助役が管理者であり、 表11の中で最下段の「中等学校令 (乙種) その他が準管理者である。 中等を卒業の者」のほとんどは戦前 高齢職員が多いために学歴 また、

二五

ح

図 19 助役等任用試験合格者の運用方 (基準)

		四19 物权专任/加风数日记有《是///3》(基中)			
To a	選用 格後の年数 ンク	選 用 方			
系統 ラ	ンクの年数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19			
営	A	4刊 東東第日     * 主席     * 主席特定     本局指定數       1 (24年)     * (24年)     * (54年)     * (54年)			
_	В	- 東宇助又(1転 子助 助 役 中間現場及			
業	c	(4年) (4年) (6年) 助 股 役			
	-	(5年) (6年)			
運	A	非現意課員 ** 主席 主席特定			
Æ	В	指導、交番、又は車検及 助後			
転	С	(5·年) 指導、交番、車検長及び助役			
	A	支線区支区長 本線支区助役 非現業課員 又は本線区交区長 本線区助役 非現業主席 又は現場長(中堅) 又は現場長			
施		(2年) (2年) (2年) (4年) (4年)			
	В	本級文区助役 又は支線区助役 又は支線区財役 非現棄録目 支線区支区長 本線区支区長(中堅) 非現棄主席 現場長(本線中堅又は支線) (2年) (2年) (4年) (3年) (3年)			
設	С	非现金额日 本区助役 支梯区助役 又は本線区支区助役 又は支線区支区投 本区助役又は本線区支区長			
	A	(4年)         (3年)         (4年)           本線支区助役及び本区助役         非現業主席 又は本線支区及 又は本線支区及 フロナストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラス			
電		(5年) (3年) (3年)			
	В				
気					
		(6年)			

		系統		,	営		菜	ž.		ĭ	Ľ	j	転	be	i.	i	设	1	ŗ	:	気	
		職名	駅・戸	助	子備	運転	営業	運教導	小	区所(支)長	助	兼務助役	小	区(支)長	助	兼務助役	小	区(支)長	助	兼務助役	小	計
学歴			区長	役	助 役	掛	掛	用掛	計	(人)	役	视	計	長	役	役	計	. 長	役	役	計	
大よ卒す 学る 令大は者 に学準	新制専門	大学 学校									(0, 9) 1		(0, 8) 1	(3, 2)			(0.7)	(2. 5) 1			(0, 5) 1	(0.4)
高介学よ 等・校 学専介 校門にの	大学 (旧専	課程門部)	(1.3) 1	(0. 5) 2					(0.5)		(5. 7) 6		(3, 8)	(12, 5) 4	(3. 3) 4		(4, 8) 8	(4. 6) 2	(0, 7) 1		(1.5) 3	(1.4) 20
中 業 等 学 学 校		†学校 学 校	15	54	19	5	20	10	123		9	5	14	18	34	4	56	8	18	3	29	222
中等学校令による甲業学校を卒業の者	新制品 校(含	高等学  認定)	1	8	4	25	4	3	45		1	2	3		4	1	5		20		20	73
	高等	野 所 部	4	49	23	9	1		86	2	42	9	53		12		12	7	15	2	24	175
種中等及び実	教普 専校	留 所 1 部等 1 部	3	24	1	1			29		2		2	4	34	1	39	7	19		26	96
	小	計	(33. 0) 23	(31, 1) 135	(36. 4) 47	(52. 0) 40	(33. 4) 25	(36. 2) 13	(34. 4) 283	(100, 0) <b>2</b>	(51. 9) 54	(32. 0) 16	(46. 1) 72	(68. 7) 22	(66. 6) 84	(75. 0) 6	(67. 4) 112	(51. 1) 22	(49. 3) <b>72</b>	(55. 5) <b>5</b>	(49 5) 99	(42. 1) 566
中令中業 等・学の 学乙を者 校様卒	中高準 教	学小 買等	(65, 7) 46	(68. 4) 297	(63. 6) 82	(48. 0) 37	(66, 6) 50	(63. 8) 23	(65, 1) 535		(41. 5) 43	(68. 0) <b>34</b>	(49. 3) 77	(15. 6) 5	(30, 1) <b>38</b>	(25. 0) 2	(27. 1) <b>45</b>	(41. 8) 18	(50, 0) <b>73</b>	(54. 5) <b>6</b>	(48. 5) 97	(56. 1) 754
	計		(100. 0) 70	(100. 0) 434	(100.0) 129	(100, 0) <b>77</b>	(100. 0) 75	(100.0)	(100.0) 821	(100, 0) <b>2</b>	(100, 0) 104	(100. 0) <b>50</b>	(100. 0) 156	(100. 0) 32	(100, 0) 126	(100, 0)	(100.0) 166	(100. 0) 43	(130. 0) 146	(100, 0) 11	(100.0) 200	(100 0) 1,343

(注) ( )内は職名別の学歴割合を示す。

18

π

都駅は七○○名の職員に加えて多数の業務委託者が働いている。これらの多数の職員を駅長が管理している。その職 という、いわば義務教育の学歴のみを有する勤労者の登竜門であるということができる。東京駅は一、〇〇〇名、京 務の重要性は民間企業の事業所長に比肩しよう。それらの事業所長の職位が義務教育出身者にほとんど開放されてい の二つを合計すると全体の七六・三パーセントとなるのであって、 国鉄の現業管理者は小学校ないし高等小学校卒業

掛、運転掛として勤務し、そののちに予備助役となって管理職に任用される。国鉄では「掛職」以下の場合には駅、 そして、助役試験合格者は、現状では、まず合格のまましばらく現職に従事しながら兼務助役となり、やがて営業

ることは特筆されるべきことではないだろうか。

5 に 県などから通勤する職員がかなりあり、東京南鉄道管理局内でこれらの県に最も近接しているのは神田駅であるため 機関区などの職場を移動することはほとんどない。ただし東京南鉄道管理局の都内勤務職員の場合には千葉県、 域からの通勤者が多く、移動希望者はほとんどいない。 この線への移動希望者をかかえている箇所もある。だが一般的にいって大都市をはなれれば、駅・区の周辺の地 神田駅への移動を希望する職員が多い。また、豊橋駅のように身延線沿線地方出身者を豊橋駅勤務にすることか 埼玉

職は二一一三二パーセント、 合をみたものだが、掛職以下の職員が年間で一五一六パーセントと六人に一人しか職場を移動していないのに、 助役以上の管理者になった場合には職場間の移動はきわめて激しい。表12は静岡鉄道管理局 すなわち三人に一人ないし五人に一人が毎年移動している結果になってい 管理 での場

このことをさらに具体的にみるために、同管理局のこの期間について管理者の同一勤務箇所 (駅、 区など) にどの

表 12 年度別職員異動数

年度別	4.	5	4	6	47		
職種別	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	
対象人員 異動人員	12,068 1,979	2,544 654	10,886 1,658	2,510 807	10,658 1,672	2,425 528	
(%)	16.4	25.6	15.2	32.2	15.7	21.5	

(注) 管理職には管理部門職員及び準管理職(運転掛・営業掛等)を含む。

図 20 同一勤務箇所における平均滯留年数 (系統別, 職名別)

	滞留年数						<del></del>	***	
系統	名数名	年	1	2	3	4	5	6	
営	駅区長 (42人)			2年	1 箇月				
	助 役 (114人)				2年7箇月	i			
業	予備助役 (25人)					3年6箇月			
運	区·所長(4人)				2年10	窗月			
転	助 役(17人)				3	年 3 箇月			
施	区 長(2人)			☑1年8箇	月				
	支区長 (7人)			1年6箇月					
設	助 役(28人)				☑2年9億	5月			
電	区 長(5人)				3 4	年2箇月			
	支区長 (14人)				2年6箇月	3			
気	助 役(41人)			7///2 2年	1箇月				
局(	平均 299人)				2年6箇月	3			

(注) 昭和47年度末異動者を対象とし、( )内はその対象人員を示す。

二五五五

18

表 13 管理者の経歴

	京都	駅首席助役		豊	橋 駅 長		ţ.	提橋	機関区長	三鷹電車区首席助役			_
	大阪	铁道管理局		静岡	鉄道管理局			静岡	铁道管理局	東京西鉄道管理局			
年	年齢	経 歴	年	年齢	経	歴	年	年齡	経 歴	年	年齢	経 歴	
昭2	0歳	出生	大11	0歳	出生		大9	0歳	出生	大9	0歳	出生	
昭20	18	鳥取商業卒業	昭15	18	藤枝農業学校	郊	昭12	17	工業学校卒業	昭7	12	小学校卒業	
昭21	19	入社,大鉄教習	ł		業	- 1			入社,機関助士	昭15	20	入社,三階電車	Į
		所,事務係	昭15	18	入社,藤枝男	限駅			見習		İ	区車両手	
昭24	22	吹田鉄道教習所			手,中卒者語	強	昭13	18	機関助士	昭16	21	電車運転士見習	3
		人事係	ļ		試験合格,萬	襋	昭14	19	機関士見習,機	昭17	22	電車運転士 (三	Ξ
昭27	25	紀務部人事課			駅货物掛	ļ			関士	ļ		鷹電車区)	
昭36	34	関西支社人事課	昭18	21	兵役(~昭21	)	昭15	20	兵役(~昭21)	昭19	24	電車運転士 (す	Ť
昭43	41	総務部人事課	昭23	26	管理部業務護	果货	昭22	27	専門部運転科			梅電車区)	
		任免係長			物係				(現行大学課程)	昭36	39	青梅電車区助行	Į,
昭45	43	総務部人事課	昭25	28	東京地方営業	褲			入学	昭39	42	品川電車区助行	Ż
		課長補佐	l		務所		昭24	29	専門部運転科卒	昭42	45	東神奈川電車図	ζ
昭48	46	京都駅助役	昭27	30	営業部貨物認	果			業,機関士兼電			助役	
		(首席)	昭38	41	営業部専用級	線課			気機関士	昭44	48	中野電車区助行	史
				ŀ	係長	ı	昭27	32	肺結核のため休			(首席)	
			昭40	43	駅長等試験台	袼			職(~昭30)	昭46	50	豊田電車区助行	殳
			昭43	46	営業部事業護	賬	昭31	36	指導機関士			(首席)	
					(副参事)		昭32	37	養成所講師	昭48	52	三腐電車区助行	£
			昭45	48	富士駅長		昭38	43	沼津機関区助役	:		(首席)	
	'		昭47	50	豊儲駅長		昭42	47	静岡運転所助役	:		}	
				ĺ			昭43	48	管理局運転部機			1	
				Ì	1	ļ			関車課主席				
				ĺ		į	昭44	49	運転部機関車課				
					[				指導係長				
					]	ļ	昭46	51	豊楯機関区長				

が、 二年一ヵ月しか勤務しないので に目まぐるしく移動しているの の原則であると考えられるのだ 低三年勤続することが職務習熟 ある。通常、同一勤務場所に最 駅・区長の場合には、わずかに で除外して考えてみるにしても 区長の場合には人員が少ないの くなっているのであって、施設 が上位になるほど勤続年数は短 中でも電気区を除いて管理職位 ずかに二年半ということになる。 になる。すなわち、局平均でわ いるかをみると、 くらいの期間、勤務しつづけて 国鉄では管理職がこのよう 図20のとおり

であって、 列車の乗客といっしよに管理者も移動しているような錯覚をおこさせるほどである。

箇所長へとラセン形に進んでいくことが昇格、昇進の径路になっているということがある。 ランクづけられていて、管理者は小さい箇所の助役から大きい箇所への助役、 って労使関係の円滑な処理が困難で一年間の勤務が一〇年間の疲労に匹敵するという事情があり、そのために管理 このように迅速な移動がおこなわれるのは、 一つには管理局内の勤務箇所がまだ多数あり、それらが小 小さい箇所の箇所長から大きい箇所の もう一つには、 から大へと 箇所によ

ż 表13に若干の現業管理者の経歴を示す。いずれも助役ないし駅長に任用後の移動が激しいことがよくわかるであろ の移動が促進されるということがある。

# ハ 上級管理者への任用

すべての鉄道管理局で設定されているわけではないが、

管理職の中に上級管理者を区分して設定している鉄道管理

静岡鉄道管理局報 局がある。 東京西鉄道管理局、 (甲)第百七十一号(昭和四十六年十月二十二日)で次のように上級管理者任用試験施行について 静岡鉄道管理局などにも上級管理者が設定されている。 静岡鉄道管理局に例をとれば、

「上級管理者任用試験施行について

の通達が発表されている。

下記により上級管理者任用試験を施行するから志願者を推薦されたい。

公共企業体の人事労務管理

二五七

記

1 任用職種

「上級管理者」とは、次の職種をいい、別に定めるもののほか、この試験の合格者を任用する。ただし、技術

職員がその担当職種の上級管理者に任用される場合を除く。

現業機関の長、支区長、公安室長及び11職群の係長、教頭、講師、 寮長並びにC職群の助役、

(注1) - 「技術職員」とは次の職種の経歴を有し、その業務に精通している者をいう。

軌道作業長、保線機械掛、通信運用掛、電信掛

課員(技術担当者に限る。)、各機関士、電車運転士、

**気動車運転士、各技術掛、** 

各検査長、

各検査掛、

保線指導掛

公安主任

(注2) 係長には守衛長、契約審査員、考査員、 施設監査員を含む。

2 受験資格

次の第一号及び第二号の資格を有する者で、上級管理者として適任であると認め、 所管部長及び運輸長 (営業、

運転系統に限る。)が推薦する者

(1) 10 В 職群又は9(A)職群の者で、1職群以上の職務経歴を通算して五年以上(地方採用職員等にあっ

ては一年以上) の者

注 「地方採用職員等」とは、大学、旧専門学校卒業者で、部内資格として認定された者及び学園大学課程、 旧専門部卒

業者をいう。

(2) 現業管理職の職務経歴を有する者及び非現業の主席、助役試験合格者

(注1)「現業管理職」とは助役(旧分区長を含む。)予備助役、運転掛、掛主任、公安主任をいう。

(注2)「主席」には非現業の10職群の相当職を含む。

3 試験方法

(1) ァ 第一次試験(筆記)

期日及び場所

十一月二十二日

時間、場所はおって通知する。

1

科目及び時間

作

文

九〇分

常識一般 九〇分

(2)第二次試験(面接)

7 第一次試験の合格者に対して行なう。

期日、揚所はおって通知する。

イ

4 (1) 志願手続き等

公共企業体の人事労務管理

各長は志願者の資格等を十分審査のうえ、十月二十八日までに営業、運転系統については所管の運輸長へ、

施設、 電気系統については主管部長へ志願書を提出すること。

志願者のうち、次の第二号及び第三号により運輸長及び主管部長が選考のうえ推薦する者について第一次試験を行な

注

選考のうえ主管部長あて志願書により推薦すること。

(2)運輸長は勤務成績、 資格等を審査、

各部長は現業機関の職員及び所属部内の志願者について資格等を審査、選考のうえ、十月三十日までに人事

課長あてに志願書により推薦すること。

(3)

第一次試験受験者の決定については、各部長から(営業、

運転については運輸長を経由して)各長あて通知する。

5

その他

注

志願書用紙は次の箇所へ請求すること。

非現業………………人事課(任免)

運転現業機関………所管の運輸長

営業、

施設、電気現業機関………主管部総務課 (要員)」

静鉄局の上級管理者任用試験の結果をみれば表14のとおりであって、合格者は受験者の半分ないし、それ以下であ 試験はかなりむずかしい。管理者の選別は上級管理者任用試験の設定によっていよいよきびしくなっているとい

えよう。 ŋ

表 14 上級管理者任用試験の結果 (静鉄管理局)

上級管理者任用試験	政务	/	年成別
Į.	(格者数	₩	
99	(颇名数	4	45
33	格者数	ѷ	5
57.8	拉点	₩.	併
45.0	合格岩	一最(	展
37.0	金额	角点	
ī	格者数	ığ.	
100	マラック しゅうりゅう しゅうしゅ しゅうしゅ ひょうしゅ ひょうしゅ ひょうしゅ ひょう ひょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	K#	4
53	格省数	ı⊳	46
60.5	热点	#	華
50.0	合格者	孙仙	栞
23.5	金級	兵点	
573	格光数	Ϋ́	
146	験者数	ИĦ	47
60	格者数	ū⊳	7
46.9	並近	*	印
37.0	合格於	安	庚
27.0	金銀	田点	

## 七 指定職制度

名称がみえる。指定職は管理職制度と関連しているが、それとは別個の制度であって民間企業の資格制度に類似して いる。とはいえ民間企業の資格制度のように全従業員に適用されるのではなく、一部の職員に適用される制度であろ 第四節の表9でみるように、たとえば営業部門の助役、駅長の職長の職群A、B、C、Dの次に「指定職」という

指定職についてはまず「指定職員等管理規程」(昭和三十九年四月一日、総裁達第百五十八号、改正昭和四十七・

二・三総裁達第八十一号)がある。次にその条文を引用する。

ì

「(適用範囲)

第一条 指定職員等の範囲、定数、登用、昇格、給与等に関する業務については、この規程の定めるところにょ

る。

二六二

2 この規程に定めていない事項については、 別に定めるものによる。

橋大学研究年報

社会学研究

18

別に定めるもののおもなものは、 次のとおりである。

名

職員管理規程(昭和三十九年四月総裁達第百五十七号)

動務、 関

教育、 係 事

賞罰等 項

(用語の意義)

第二条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 「登用」とは、はじめて指定職員等となることをいう。

(2)「昇格」とは、指定職員等が上位の呼称を附与され、又は上位の職若しくは職群に格付される場合をいう。

(3)「降格」とは、昇格の反対の場合をいう。

(職分呼称)

2

指定職員等は、職務の内容に応じて、指定職員、研究職員、役付医療職員及び特定船舶職員に区分する。

員については研究職1等、研究職2等又は研究職3等の職分呼称を附与する。 職務の重要度に応じ、かつ、業績を勘案して、指定職員については参与、参事、参事補又は副参事の、研究職

(指定職員等の範囲)

第四条 と認めた場合は、この限りでない。 指定職員等とすることができるものの範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、総裁が特に必要

### (給与の種別)

第五条 指定職員等の給与は、俸給、指定職員等俸給加算額、扶養手当、都市手当、職務調整額、 勤務手当、通勤手当、割増給与、休職者給与、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

住宅手当、

特殊

(扶養手当)

第六条 扶養手当は、職員管理規程第18条の規定を準用する。

(通勤手当)

第七条 通勤手当は、 職員管理規程に基づく通勤手当支給基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(退職手当)

第八条 退職手当は、 職員管理規程に基づく退職手当支給事務基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(統 事)

第九条 の称号を附与する。 指定職員等で、永年にわたり業務に尽すいし、その業務知識及び技能が特に練達しているものには、統事

(総裁の決定事項)

第十条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。ただし、第四号及び第七号に掲げる事項のうち、別に通達す るものについては、総局長、首都圏本部長及び直轄地方機関の長(首都圏本部の担当する機関の長を除く。)が

代行するものとする。

- (1) 指定職員等の定数
- (2)指定職員等の登用、昇格、 給与等に関する基本事項
- (3)指定職員等の人事の運用に関する基本事項
- (4)指定職員等及び研究職員の登用、昇格、降格、 退職及び免職
- (5) 別表第2に掲げる者の採用、勤務指定、転勤、 休職及び復職
- (6)別表第2に掲げる役付医療職員及び特定船舶職員の登用、 昇格、 降格、

退職及び免職

(7)指定職員等の昇給。ただし、次に掲げる者以外の者の定期昇格を除く。

別表第2に掲げる者以外の者で、本社附属機関に勤務する指定職員等。

ただし、

鉄道労働科学研究所、

中

イ 7

別表第2に掲げる者

(8) 本社内各長、本社附属機関の長及び地方機関の長(駐在理事室長を含み、首都圏本部の担当する機関の長を 央鉄道病院及び中央保健管理所の役付医療職員を除く。

除く。)の退職手当の支給額

(9)(権限の委任) 統事の称号の附与

次の各号に掲げる事項は、 総裁室秘書課長が決定する。

(1) 指定職員等の本社附属機関及び地方機関 (駐在理事室を含み、 首都圏本部の担当する機関を除く。) 別·級

#### 別定数

- (2) 別表第2に掲げる者並びに同表に掲げる者以外の参事の指定職員の配置箇所
- 2 次に各号に掲げる事項は、 本社附属機関の長が決定する。
- (1) 別表第2に掲げる者以外の指定職員及び研究職員の採用、 勤務指定、 転勤、 休職及び復職

別表第2に掲げる者以外の役付医療職員及び特定船舶職員の採用、

登用、昇格、降格、

勤務指定、

転勤、

休

退職、 免職及び定期昇給

(2)

- 3 次の各号に掲げる事項は、総局長及び首都圏本部長が決定する。
- 別表第3に掲げる者の採用、勤務指定、転勤休職及び復職
- (1)

別表第3に掲げる者以外の指定職員の定期昇給

(4)総局の地方機関の長及び首都圏本部の担当する機関の長の退職手当の支給額。

別表第3に掲げる役付医療職員及び特定船舶職員の登用、

昇格、

降格、

退職、

免職及び定期昇給

(3)(2)

- 4 項については、 次 の各号に掲げる事項は、 直轄地方機関の長 総局の地方機関の長及び直轄地方機関の長が決定する。 (首都圏本部の担当する機関の長を除く。) に限る。 ただし、 第三号に掲げる事
- (1)別表第2及び別表第3に掲げる者以外の指定職員の採用、 勤務指定、転勤、 休職及び復職
- (2)別表第2及び別表第3に掲げる者以外の役付医療職員及び特定船舶職員の採用、 登用、 昇格、 降格、 勤務指

定

転職、

休職、

復職、

退職、

免職及び定期昇給

(3)

別表第2に掲げる者以外の指定職員の定期昇給

別表第1 (第4条) 指定職員等とすることができるものの範囲

区分	職名
指定職員	本社内各長、本社附属機関の長、総局長、地方機関の長(駐在理事室 長を含む。)、副総局長、総局の地方機関の長、鉄道管理局の地方機関 の長、課長、大長、調査役、監察役、計画主幹、検査役、補佐、主任 部員、副所長、部長、室長、会計監査役、主任研究貝、図啓館長、科 長、学務主事、分教所長、主任技師、副監察役、出張所長、電気工事 事務所長、センター所長、副監査役、監督、運輸長、管理長、契約審 査役、構造物検査技師、物資部長、施設監査貝、鉄道学園長、教頭、 事務長、資材事務所長、用品試験所長、用品合庫長、工事事務所長、 保安監査員、現業機関の長、職場長、助役、支区長、支所長
研究職員	研究室長, 主任研究員, 調査役, 補佐
役付医療職員	課長、補佐,研究室長,主任研究員 院長,副院長,保健管理所長,保健管理部長,副長,主任医長,医長, 副医長,鉄道診療所長,分室長,鉄道療養所長,薬剤長,副薬剤長, 衛生試験室長,総婦長
特定船舶職員	部長, 次長, 監督, 課長, 補佐, 科長 現業機関の長, 船長, 助役, 支所長, 機関長, 通信長, 事務長

(注) 「センター所長」とは、販売センター及び貨物営業センターの所長である。

程」は次のように定められている。この第十二条にもとづいた「指定職員及び昇格基準

(2) の 二 (2)(1) (3)基準規定を制定しなければならない。 裁が決定したところに基づき、 (4)療職員の登用、 員の登用、 用、 舶職員の登用、昇格、 する基準 役付医療職員登用及び給与等基準規程 指定職員給与基準規程 指定職員登用及び昇格基準規程 特定船舶職員登用及び給与等基準規程 昇格及び呼称の附与に関する基準) 研究職員登用及び給与等基準規程 総裁室秘書課長は、第十条の規定により総 昇格、 昇格及び給与等に関する基準) 給与等に関する基準) 給与等に関する基準)」 (指定職員の給与等に関 次に、 (指定職員の登 各号に掲げる (特定船 (役付医 研 究職

一六六

	機		関		範 囲
本				社	指定職員等
本	社	附属	機	関	所長, 学長, 病院長, 副所長, 次長, 部長, 調査役, 室長, 図書館長, 分教所長, 課長, 事務長, 科長, 主 任技師, 在外事務所の指定職員, 副院長, 副長
駐	在	理	事	室	指定職員
輸	送	計	画	室	指定職貝
		総		局	総局長、副総局長、次長、部長、監察役、企画室長(四国総局を徐く。)、車両管理室長(四国総局を除く。)、情報管理室長、子算管理室長、調査役、鉄道学園長(第1種)、鉄道病院の院長及び副院長、電気工事事務所長
		首都	图	本 部	本部長, 次長, 室長, 監察役
総局3 総局0		鉄 道·	管	理局	局長, 部長, 会計監査役, 鉄道学園長(第1種), 鉄道病院の院長及び副院長, 保健管理所長
方機队		地方自	動車	局・部	局長,部長,次長
びに官圏本部		地方	资	材 部	部長, 次長
びその		エ		場	工場長,次長
当する	6機	自動	車	工場	工場長
関		エ	事	局	局長、次長、操機部長、工事事務所の所長及び次長
		建築	エ	事 局	局長, 次長
		給 電	管	理局	局長,次長
		電気	エ	事 局	局長, 次長
		船 舶	管	理部	部長, 次長
直轄地機関		鉄 道	管	理局	局長, 部長, 会計監査役, 本局の課長及び室長, 副監査役, 契約審査役, 運輸長, 鉄道学園長(第1種), 鉄道学園(第1種)の教頭, 鉄道病院の院長及び副院長保健管理所の所長及び副長, 監督, 工場長, 工場大長
都圈本		地方自	動車	局・部	局長,部長,次長,課長
の担当		地方	資	材 部	部長,次長,課長,資材事務所長
る機り除く。		I		場	工場長,次長,課長
	°′ [	エ	事	局	局長, 次長, 本局の課長, 工事事務所の所長及び次長
		電気	I	事局	局長, 次長, 課長, 室長, 主任技師

総

首 都 圈 本 部

総局の地

方機関及

び首都圏

本部の担 当する機

関

エ

エ

建築

電 気 工 管 理部

船舶

雷 管 理 局

関

鉄道管理局

地方自動車局・部

地方资材部

自動車工場

IJ\$

局

$\neg$
指
崇
職
負
登
用
及
75
~
昇
格
某
#
化塔

規程

適用範

第

指定職

負

の登用、

昇格、 この

昇任

うい

て

は

指定

か、

規程の定めるところによ

囲

員等管 る。 理 規程によるほ

期間 計算の原則 この規程における計算 削 除

第四条 (登用 の種 别

節

同 Ŀ

課長

課長

課'長

課長, 室長

課長,監督

課長,室長,主任技師

長 課

場

局 課 丧

工事局

事局

別表第2に掲げる者以外の指定職員等

課長、資材事務所長、用品試験所長

本局の課長及び室長、部の次長、副監査役、契約審査

役, 運輸長, 鉄道学園(第1種)の教頭, 保健管理所の 副長、監督、炭鉱整理事務所の所長及び次長

登用 は 普 通 )登用、

る。

(1) 職 務 現 経 15 歴 11 職群及 が 年 びC職群 (休職及び停職 以 上 の の期間 職 12 あ を 9 `除く。) カゝ つ、 以 そ

特別登用及び名誉登用とする。

は

月計算とする。

(普通) 登用

第五条 参事 補 の 登

用

は、

次

の

各

号

に

該

す

者 の

> の ĵ

か 5 别

に通

達する定数

の範囲 内 で

行 な ŝ

Ŕ る

ځ

#### の者

- (2)指定職員等管理規程別表第1に掲げる職にある者
- 2 副参事への登用は、 次の各号に該当する者のうちから、 別に通達する定数の範囲内で行なうものとする。

現にC職群以上の職にあり、かつ、11職群又はC職群以上の職務経歴が一年(休職及び停職の期間を除く。)

以上の者

(1)

(2)管理職員給与基準規程別表第1に掲げる職にある者

(特別登用)

次の各号に該当する者を登用する必要がある場合は、総裁の承認を得て行なうものとする。

(1) 前条の規定に該当しない者

(2)公務員等からの復帰者 (復帰時に限る。)

(3)新たに採用した学職経験者

(名誉登用)

第七条 次の各号の1に該当する者が退職し、又は死亡した場合は、退職又は死亡の日をもって参事補に登用する ことができる。ただし、過去一年間に懲戒処分を受けた者を除く。

- (1) 現に11職群以上又はB職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が五年以上の者
- (2)総裁が特に認めた者

公共企業体の人事労務管理

二六九

2

が

次の各号の1に該当する者が退職し、又は死亡した場合は、 18 退職又は死亡の日をもって副参事に登用すること

できる。ただし、過去一年間の懲戒処分を受けた者を除く。

- (1) 現に10職群以上又はB職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が四年以上の者
- (2) 現揚長又はこれに準ずる職にある者で、その職務経歴が二年以上あるもののうち、 総裁が特に認めたもの
- 3 前項の職務経歴期間の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 者については、 業務上の顕著な功績により総裁から特に個人表彰を受けた者及び業務上の傷病により退職し、又は死亡した 職務経歴所要年数を一年短縮することができる。
- (2)休職又は停職の期間がある場合は、その期間の二分の一を減ずる。

(普通昇格)

(昇格の種別)

- 第八条 昇格は、 普通昇格、 優遇昇格及び名誉昇格とする。
- 第九条 だし、総裁が特に事由があると認めた場合は、昇格を延期することがある。 次の各号の1に該当する場合は、当該各号に定める職についた日をもって、昇格を行なうものとする。 た
- (1) 参事の者が、 別に通達する参与配置箇所の職についた場合 別に通達する参事配置箇所の職についた場合」

(2)

参事補の者が、

この条文は分りにくいので理解しやすいように整理してみると表15のとおりになる。 表15の上段は登用について

表 15 指定職員普通登用·昇格·昇任基準

登用	一般職 副参事	参事補 3級 2級 1級	○参事補への登用
一般職から参事補	11職群・C職群以上1年 11職群・C職群以上1年		現に11職群及びC職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が1年以上の者(休職及び停職の期間を除く) ○副参事への登用 現にC職群以上の職にあり、かつ11職群又は、C職群以上の職務経歴が1年以上の者 (休職及び停職の期間を除く)
昇格 ————	副参事 参事補 3級 2級 1級	参 事 3.級 2.級 1.級	○参事補への昇格
副参事から参事補 参事補から参事	ポスト		回参事の者が、別に通達し、又は、総局長、 首都圏本部長、若しくは、直轄地方機関の 長が定める参事補配置箇所の職についた場 合。 の参事への昇格 参事補の者が別に通達する参事配置箇所の 職についた場合。
昇任	参 事 補 3級 2級 1級	参 事 3級 2級 1級	○1級又は2級への昇任
3 級 2 級 1 級	3年以上	参事ポスト2年 重要戦	**** 参事及び参事補の者のうち、2級又は3級に格付けされている者は、別に通達するところにより、それぞれ1級又は2級に昇任させることができる。  ただし、絵裁が特に事由があると認めた場合はこの限りではない。

#### 一橋大学研究年報 社会学研究 21

表 16 指定職員登用及び昇格(学歴別)数

27.0 1870-1874 2271220 7112 (3 12237 747											
クラス別		参			参	事	袖	副	参	37.	
年度別	学歷 系統別	専門学校以上 (大学課程を含 む)	高校以上 (旧中学校) 高等課程 を含む	高小以上	専門学校以上 (大学課程を含 む)	高校以上 (旧中学校) 高等課程 を含む	高小以上	専門学校以上 (大学課程を含 む)	高校以上 (旧中学校) 高等課程 を含む	高小以上	<b>i</b> it
45	非現業			1	1	1	2				5
	営業		1			2	3		1	1	8
	運転		1		1	1	l	1	1		5
	施設				1	1	1		1		3
	電 気				2	3					5
	計		2	1	5	8	5	1	3	1	26
46	非現業	3		1		6					10
	営業	_				1	2	1	5	4	13
	運転				2	1	1	3	1	1	8
	施設				2				1		3
	電気				2		ļ	1			3
	計	3		1	6	8	2	5	7	5	37
47	非現業		1			5	1				7
	営業		1	2			1	1	1	4	10
	運転	1		[	1		1	1			4
	施設				2	1		1			3
	電気				5						5
	計	1	2	2	8	6	3	2	1	4	29
総	計	4	4	4	19	22	10	8	11	10	92

の規定、 中段は副参事登用以後の昇格についての規定であり、下段は参事補、参事の中での昇級についての規定であ

る。 高小卒現業職員にも副参事、参事補をへて参事にまで到達する職員がいることは注目すべきであろう。職員登用制度 六年度には副参事、参事補への昇格者が多かったことが指摘できる。通常は副参事への登用者は一○名未満であって としては民間企業よりもはるかに開放的であるといえるのではあるまいか。 表16は静岡鉄道管理局における指定職登用者を年度別、クラス別、学歴別、系統別にみたものであって、 昭和四十

以下、

次号)

(昭和五四年一一月一九日 受理)